

財政健全経営に関する基本方針

平成 27 年 3 月
東 久 留 米 市

財政健全経営に関する基本方針の策定に当たって

現在の東久留米市を取り巻く社会環境は大変厳しく、特に、少子高齢化の進行などによる人口構成の変化により担税世代が減少し、東久留米市の行政サービスを中心となって支えている個人市民税は長期的には減少する傾向にあり、一方、社会保障に係る経費は急速に増大してきております。収入が減少し、支出が増加する状況において、東久留米市の財政は大変厳しい状況が続いております。こうした状況において、市財政を健全化していくためには、本市の身の丈に合った財政運営に努め、自治体としての経営の目標をもって市政の舵取りにあたらなければなりません。私の考える身の丈とは、単なる縮小を指すものではありません。市民の皆さまが安全に、安心して日々の暮らしを送るために、基礎自治体としての責務を果たしつつ、将来のまちづくりを見据えた財政運営が必要となると考えております。そのためには、社会情勢の変化や行政ニーズを的確に捉え、民間の活力も活用しながら、常に歳入と歳出の構造を見直す不断の行財政改革に取り組みつつも、市政運営を行っていく中において、財政規律や行財政改革の視点も持ちながら、必要なものに必要な財政投入も行っていくかなければならないと考えます。

こうした考えのもと、東久留米市の将来を見据え、自治体としての経営目標を示し、財政規律などの視点も加え、「財政健全経営に関する基本方針」を取りまとめました。今後、取りまとめる具体的な行財政改革を推進する行動計画を示す「実行プラン」を合わせて、「財政健全経営計画」を策定するものであり、私が進める市政運営において、重要な位置づけになるものであります。

また、基本方針では、行財政改革の推進に向けて行政評価制度を再構築するとともに、その推進主体である職員の育成を掲げております。こうした中で、職員ひとり一人が意識を持って改革・改善に取り組み、本年8月までに実行プランを策定し、「夢と希望の持てる元気なまち」を目指してまいります。

市議会議員の皆さま、市民の皆さまには、ご理解、ご協力を賜りたく、よろしくお願いたします。

終わりに、この基本方針を取りまとめるに当たりまして、市民意見交換会など、さまざまな場面での貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆さま、財政健全経営検討会議委員の方々に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

東久留米市長 並木 克巳

目 次

1 財政健全経営計画の策定に向けて

- (1) これまでの経緯等 1
- (2) 検討会議からの答申 1
- (3) 次期計画の方向性 2

2 東久留米市の現状等

- (1) 市政を取り巻く現状と課題 2
- (2) 財政収支の状況、予測等 3
- (3) 市民満足度調査の結果 7

3 財政運営の基本目標

- (1) 財政調整基金の水準、運用に関する目標 9
- (2) 基礎的財政収支を通じた財政規律の保持 10

4 市政運営の方向性～財政身の丈の市政運営～

- (1) 財政身の丈の市政運営 12
- (2) 行政評価手法の強化促進 14
- (3) 職員の能力を引出し、活躍できる職場づくり
 - ア 市政運営、経営の担い手としての職員育成 15
 - イ 給与の適正化 16
 - ウ 定員管理の適正化 17
- (4) 歳入の確保、歳出の抑制
 - [歳入]
 - ア 市税等の確保 18
 - イ 受益者負担の適正化 20
 - ウ 新たな歳入創出 23
 - エ 公有財産の有効活用 24
 - [歳出]
 - ア 行政サービスの適正化 25
 - イ 事務事業の総点検（行政の合理化・簡素化） 26
 - ウ 特別会計繰出金の抑制 27
- (5) 民間活力の導入による行政サービスの維持向上 30
- (6) 補助金等の適正化 35

5 社会資本の効率的整備（公共施設の集約的整備・維持管理の効率化） 37

6 地域活力の向上

- (1) 新たな企業等誘導（上の原地区）・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (2) 地元産業の安定化や活力の向上等・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

7 総括 ～計画推進に当たって～ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

資 料

- 別表 1 諮問書
- 別表 2 性質別歳出（平成 25 年度決算）
- 別表 3 年齢（3 区分）別人口
- 別表 4 経常収支比率（平成 25 年度決算）
- 別表 5 財政力指数（平成 25 年度決算）
- 別表 6 公債費負担比率（平成 25 年度決算）
- 別表 7 財政健全化判断比率等（平成 25 年度決算）
- 別表 8 多摩 26 市の健全化判断比率（平成 25 年度決算）
- 別表 9 歳入・歳出の費目別推移
- 別表 10 国民健康保険法定外繰入金の状況（平成 25 年度）

1 財政健全経営計画の策定に向けて

(1) これまでの経緯等

東久留米市では、平成8年度以降、第4次に渡り行財政改革基本方針及び同アクションプランを策定してきましたが、現在は、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする第4次行財政改革基本方針及び同アクションプランにより、以下3点を基本方針に掲げ、行財政改革を推進しています。

- ・市行政の担うべき役割の重点化
- ・行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
- ・自主性・自立性の高い行財政運営の確保

しかし、本市では、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加が今後も見込まれ、厳しい財政状況を余儀なくされています。

このような状況にあつて、将来的にも厳しい財政状況が続く現実を踏まえ、自主性、自立性のある地方自治体として中長期的な経営視点を持った平成28年度から32年度までの次期計画を取りまとめていく必要があります。この計画の策定に当たっては、学識者及び公募市民委員等10名の委員で構成される「財政健全経営検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置し、この検討会議での議論、答申を踏まえ、自治体としての経営目標を示し、財政規律の視点にも配慮した「財政健全経営計画」を策定していくこととしました。

(2) 検討会議からの答申

[諮問、答申]

市では、平成27年3月までに行財政改革を推進していくための方向性を定める「財政健全経営に関する基本方針」を取りまとめ、この基本方針を受けて、同年8月に具体的な行動計画を示す実行プランの策定を予定しています。こうして、「財政健全経営に関する基本方針」とこの実行プランとが一体となり「財政健全経営計画」として取りまとめていきます。

そのため、平成26年5月に検討会議を設置、開催して、行財政改革を推進していくための「財政健全経営に係る基本的考え方」について諮問するとともに、安定した財政運営と効率的な市政運営に向けて、以下5点の視点を示しました。（別表1参照）

- ・自治体としての経営目標
- ・財政規律の保持
- ・財政身の丈の市政運営（行政評価手法の強化促進、歳入の確保、歳出の抑制）
- ・社会資本の効率的整備
- ・地域活力の向上

検討会議では、諮問に基づき計6回に渡って様々な議論等が交わされ、同年11月11日に、5点の視点にも留意した「財政健全経営に係る基本的考え方」についての答申がされました。

[市民意見の聴取等]

検討会議からの答申については、市民への公表、意見聴取を行うとともに、本年1月25日には検討会議委員長及び公募市民委員による市民意見交換会を開催しています。(会議録、意見は市ホームページを参照)

市では、この答申を尊重し、市民からの意見等も踏まえて、行財政改革の方向性を示す「財政健全経営に関する基本方針」を取りまとめるとともに、答申の中で示された提案も実行プランの中で生かせるように検討してまいります。

(3) 次期計画の方向性

[計画期間]

次期計画である「財政健全経営計画」の計画期間は、第4次長期総合計画の後期計画と連動し、平成28年度から32年度までの5年間とします。

[行動計画(実行プラン)]

具体的な行動計画を示す実行プランの取りまとめに向けては、この基本方針を受けて、まずは全庁の各担当所管において主体的に改革、改善の意識を持って検討を加えていきます。また、再構築後の行政評価制度(事務事業評価、施策評価、外部評価)を活用し、事務事業、施策の重要性、行政関与の必要性(民間活力の導入)などの行財政改革を推進する視点から行財政改革推進本部でも議論を加えていきます。

実行プランには、市民への説得性、納得性を高めるために、数値で示すことができるものは成果目標として取りまとめ、取組内容、計画年次などもより具体的に、分かやすく示していきます。

その後の実行プランの改定については、毎年8月までに、各担当所管の実施状況、評価及び社会情勢変化などに照らして、必要に応じた見直しをかけていきます。その際、行財政改革の取り組みの実績を、数値で示せるものは成果実績として示すように工夫していくこととします。

2 東久留米市の現状等

(1) 市政を取り巻く現状と課題

本市の現状と課題についてですが、平成25年度決算(注1)における歳出総額は、372億8千9百万円となり、5年前と比べ24億6千4百万円(7.1%)増となっています。

少子高齢化の進行から平成 25 年度決算における扶助費は 109 億 2 千 6 百万円となり、5 年前と比べ 37 億 4 千 7 百万円 (52.2%) 増加しており、増加要因となっています。

一方で、人件費は、25 年度は 54 億 7 千 8 百万円と 5 年前と比べ 22 億 7 千 7 百万円 (29.4%) 減少している。平成 25 年度市民一人当たり人件費では、47,056 円と多摩 26 市中 25 番目になっています。

金額ベースでは、扶助費等の増加を人件費の減少で補っている状況が続いています。(別表 2 参照)

なお、指定管理者制度の導入、民営化、民間委託等の推進により、従来の人件費が委託料等の物件費に振替わっている部分などもあります。

これまでの第 4 次行財政改革アクションプラン、定員管理計画を推進する中で、スポーツセンター及び生涯学習センターへの指定管理者の導入、保育園民営化や小学校給食調理業務の委託化など行財政改革の取り組みを進めてきました。団塊世代が大量退職する中、原則、退職者を補充せずに上記のような対応をとることで、結果として人件費の抑制を図ることができました。しかし、今後は、退職者の人数も限られ、こうした扶助費等の増加を人件費の減少で補うことができない状況になっています。

(注 1) これ以降も、すべて普通会計決算をベースとしています。

(2) 財政収支の状況、予測等

[人口の推移]

本市の直近 4 ヶ年における年齢 3 区分別人口の推移としては、表(1)に示すとおりです。

首都圏のベッドタウンとして発展してきた本市は、人口総体としてほぼ横ばいで推移していますが、65 歳以上の高齢者の人口割合は年々増加する一方で、14 歳以下の年少人口、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少傾向にあります。平成 26 年 1 月時点の高齢化率は 25.4%と高く、多摩 26 市で 3 番目となっています。(別表 3 参照)

また、新たな将来人口の推計(外国人住民を含む)を見ると総人口は減少傾向が続き、平成 26 年度と平成 32 年度予測との比較では、率にして 14 歳以下の年少人口は約 6.0%減少し、生産年齢人口は約 4.8%と減少する一方で、65 歳以上の老年人口は約 8.6%増加すると予測されています。今後 5 年間に於いて生産年齢人口の減少が予測されることから、市政への影響が懸念されます。(表(2)参照)

直近 4 年：年齢 3 区分別人口の推移

【表(1)】

【各年 1 月 1 日現在】

年齢階級別	男女別	23		24		25		26	
		人数	人口割合	人数	人口割合	人数	人口割合	人数	人口割合
0～14 歳	男	7,683		7,559		7,597		7,516	
	女	7,137		7,051		7,076		7,129	
	小計	14,820	12.91	14,610	12.77	14,673	12.67	14,645	12.58
15～64 歳	男	37,168		36,778		36,863		36,603	
	女	35,847		35,561		35,801		35,554	
	小計	73,015	63.62	72,339	63.23	72,664	62.73	72,157	61.98
65 歳以上	男	11,909		12,150		12,593		13,028	
	女	15,028		15,315		15,910		16,587	
	小計	26,937	23.47	27,465	24.00	28,503	24.61	29,615	25.44
総	数	114,772		114,414		115,840		116,417	

※法改正により、平成 24 年 7 月 9 日から外国人住民も住民基本台帳の対象となったため、平成 25 年から外国人住民が含まれる。

		基準人口	推計人口		
		平成26年	平成27年	平成32年	平成37年
総計		116,417	116,296	114,636	111,877
年齢階層別人口	0～14歳	14,645	14,527	13,764	12,966
	15～64歳	72,157	71,242	68,703	66,763
	65歳～	29,615	30,527	32,169	32,148
	75歳～	13,884	14,445	17,446	19,538
年齢構成比	0～14歳	12.6%	12.5%	12.0%	11.6%
	15～64歳	62.0%	61.3%	59.9%	59.7%
	65歳～	25.4%	26.2%	28.1%	28.7%
	75歳～	11.9%	12.4%	15.2%	17.5%

【出典：東久留米市内部資料より引用】

〔財政の状況〕

本市の財政状況について、まず歳入の根幹をなす市税は、平成25年度決算ベースで市民一人当たり139,230円と、多摩26市の平均166,633円を大きく下回り、26市中21位と低位に位置しています。内訳は、個人市民税が市民一人当たり62,451円（26市中17位）、法人市民税が市民一人当たり5,018円（26市中23位）と低位に位置しています。固定資産税、株式等譲渡所得割交付金や臨時財政対策債等の収入は増加しています。

歳出については、少子高齢化の進行に伴い扶助費等が年々増加しており、直近5年間において37億4千7百万円増加するとともに、5年間で約1.5倍、10年間では約2.1倍の増となっています。

このように、扶助費を中心とする社会保障関係経費などの増加によって、引き続き、財政の硬直化が続いています。今後も、このような厳しい財政状況が続くことが予測され、加えて、将来的な課題として、公共施設の老朽化対策などの必要性も出てくることが予想されます。特に、本市の市民一人当たり投資的経費は26市中18位であり、歳出面からもインフラ整備等が進んでいない状況がうかがえます。

財政調整基金については、5年間で18億7千6百万円と約3.9倍増加していますが、これには前述の投資的経費の支出が少ないことも一因になっていることが考えられます。公債費は、財政規律の保持に努めてきたことから、平成22年度の消防移管に伴う繰上償還等の特殊要因を除くほかは、年々減少しています。しかし、多摩26市の比較でみると、平成22年度の市民一人当たり28,702円（4番目）、平成25年度には25,815円（5番目）依然高位に位置しています。

〔財政指標（平成25年度）〕

財政運営が健全であるかどうか判断するための指標、基準が定められています。

決算カードに示す主要な財政指標、また「地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条」に掲げる財政健全化判断比率も見ながら、これら指標から、本市の厳しい財政運営の状況を概観します。（別表4から別表8までを参照）

（基礎的な財政指標）

⑦ 経常収支比率

平成25年度決算における多摩26市の経常収支比率は、別表4のとおりです。本市の経常収支比率は95.5%であり、多摩26市平均91.9%を上回り、26市中23番目と高位に位置しています。また、臨時財政対策債を除外時の経常収支比率は105.8%であり、26市平均97.0%を上回り、26市中26

番目と最高位に位置しています。極めて硬直化した財政構造にある状況がうかがえます。

④財政力指数

平成 25 年度決算における多摩 26 市の財政力指数は、別表 5 のとおりです。本市の財政力指数は 0.805 であり、多摩 26 市平均 0.934 を下回り、多摩 26 市中 21 番目と低位に位置しています。近年の傾向として、財政力指数は低下し続けており、経常的な支出である扶助費等の増える中で、より財政力が弱まってきている状況がうかがえます。

⑦公債費負担比率

平成 25 年度決算における多摩 26 市の公債費負担比率は、別表 6 のとおりです。本市の公債費負担比率は 11.9% であり、多摩 26 市平均 9.7% を上回り、多摩 26 市中 21 番目と高位に位置しています。財政規律の保持に努めているものの、臨時財政対策債の影響から改善されていない状況がうかがえます。

(法第 2 条に掲げる財政健全化判断比率 4 指標)

⑦実質赤字比率

実質赤字比率とは、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合を言います。

平成 25 年度決算における本市の実質赤字比率は、実質赤字額がないため多摩 26 市と同様に「－(数値なし)」となっています。

④連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、標準財政規模に対する連結実質赤字額の割合を言い、公営企業会計を含むすべての会計を対象にした実質赤字額や資金の不足額を対象とするものです。

平成 25 年度決算における本市の連結実質赤字比率は、すべての会計において実質赤字額がないため多摩 26 市と同様に「－(数値なし)」となっています。

⑦実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、当該地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものです。準元利償還金として、公営企業債の償還財源に充当する繰出金や地方公共団体の組合等に対する負担金・補助金のうち地方債の償還に充当されたもの等を加味しているものです。

平成 25 年度決算における本市の実質公債費比率は 3.9% であり、多摩 26 市平均 2.2% を上回り、多摩 26 市中 20 番目と高位に位置しています。また、近隣市平均 3.2% を若干上回り、近隣 5 市中では 2 番目に高くなっています。

⑤将来負担比率

地方公社や損失補てんを行っている出資法人等に係るものを含め地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模の何倍あるかを示す比率を言い、地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等の込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額等を加味しているものです。

平成 25 年度決算における本市の将来負担比率は 24.0% であり、多摩 26 市平均 14.2% を上回り、多摩 26 市中 21 番目と高位に位置しています。また、近隣市平均 22.1% を若干上回り、近隣 5 市中では 2 番目に高くなっています。

[財政状況の推計]

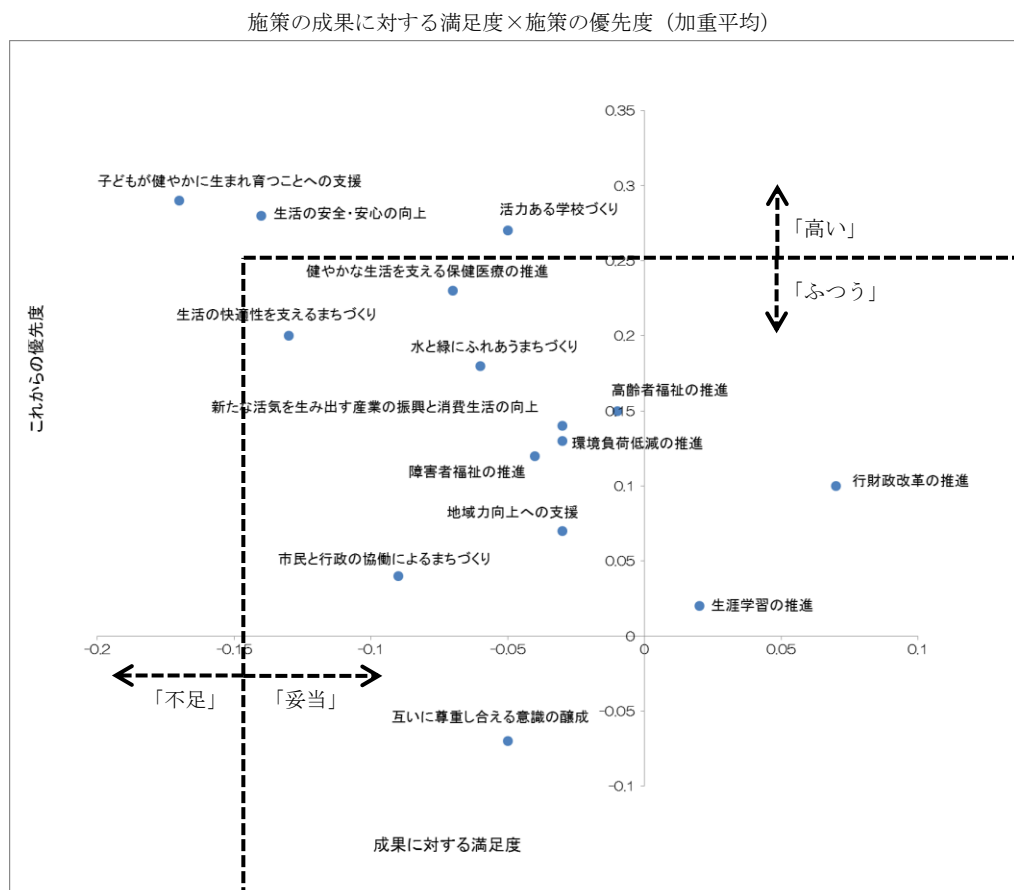
平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間における財政状況の推計を別表 9 に示す。

(3) 市民満足度調査の結果

平成 26 年 8 月に、本計画の策定に当たり市民意向を調査するため、これまでの施策成果アンケートに加えて市民満足度調査を実施しました。これは、施策ごとに費用、成果から満足度（優先度）を調査するもので、その結果は以下のとおりですが、少子化や自然災害等の現在身の回りで起きている状況を受けて、子ども、防災に関する施策に対する市民ニーズ、意識が高いということが読み取れます。

市民満足度調査結果及び考察

総括



「成果に対する満足度」からの考察

■ 「満足度指数・優先度指数による評価基準」では、成果に対する満足度の評価について、-0.15 以上から 0.15 未満までの間において「妥当」としているが、唯一「やや不足」の評価となっているのが「11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」です。また、「03 行政改革の推進」、「13 生涯学習の推進」の2施策のみがプラス評価を得ています。

「これからの優先度」からの考察

■ 「満足度指数・優先度指数による評価基準」では、優先度の評価について、-0.25 以上から 0.25 未満までの間において「ふつう」としているが、「11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」、「06 生活の安全・安心の向上」及び「12 活力ある学校づくり」が優先度において「高い」との評価となっています。また、唯一「02 互いに尊重し合える意識の醸成」のみが優先度においてマイナス評価を得ています。

「成果に対する満足度」及び「これからの優先度」両評価軸からの考察

■「成果に対する満足度」及び「これからの優先度」両評価軸から考察するならば、「11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」が、唯一両評価からそれぞれ「やや不足」及び「高い」との評価を得ているので、当市市民全体の傾向としては、この「11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」がより注力していくべき施策と考えていることがうかがえます。

また、優先度評価からは、「06 生活の安全・安心の向上」及び「12 活力ある学校づくり」が「高い」との評価を得ているので、この2施策についても高いニーズがあることがうかがえます。

※「施策に投じた費用に対する満足度」からは、「03 行財政改革の推進」及び「08 高齢者福祉の推進」のみが「やや過大」との評価を得ています。

3 財政運営の基本目標

(1) 財政調整基金の水準、運用に関する目標

[東久留米市の現状等]

市では、将来的にも厳しい財政状況が続く中、毎年8月の行財政改革アクションプランの改定を受けて、次年度予算編成に向けて重点施策を整理するとともに、①財政調整基金を経常経費に投入しないこと、②財政規律を保持することに努めることとして取り組んできました。そして、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などを踏まえ、将来に渡り持続可能な市政運営を目指し、「自治体としての経営目標」として財政調整基金の水準、運用を掲げ、この目標達成に向けて、さらなる行財政改革に取り組んでいます。

また、財政調整基金は、平成21年度の6億4千8百万円から平成25年度が25億2千4百万円に増加しています。財政調整基金は、地方財政法第4条の3及び同条の4に示すとおり、年度間の財源調整や災害等緊急時対応のためのものであり、言い換えれば緊急時のための手元流動資産です。

したがって、不足しても危機管理上の問題が生じ、多すぎても税金として集められた資金の機会損失となるものです。市では、国、他市等の考え方も踏まえ、標準財政規模の10%程度が適正と考えており、予算編成時も含めて経常的に20億円確保することを目指しています。

[これからの方向性]

市では、将来に渡り持続可能な市政運営を目指し、自治体の経営目標として財政調整基金の水準、運用を掲げ、この目標達成に向けて、さらなる行財政改革に取り組んでいきます。この方向性を下記のとおり示します。

- ・経営目標（財政調整基金の水準、運用）として財政調整基金は、標準財政規模の10%相当を基準とし、経常的に20億円確保するとともに、経常経費に投入しない市政運営を目指す。
- ・財政力指数、経常収支比率（注2）などの基礎的な財政指標や財政健全化法の施行に伴い健全化指標として定められた4指標に関しては、改善を目指し、経年の動きを容易に把握できるように整理していく。
- ・健全化の判定基準を超えない場合であっても、財政指標等の数値が急激に変動したときは財政状況の悪化が懸念されることから、直ちに検討等を加え、適正な対応を図っていく。
- ・国から財務マネジメントの取り組みとして、複式簿記・発生主義を加えた地方公会計（新公会計制度）の整備促進に向けて考えが示される中で、本市でも、早期導入に向けて検討していく。

(注2) 経常収支比率は、特例地方債（臨時財政対策債等）の除外時の数値も把握していく。

[他市の状況]

- ・八王子市では、「財政白書（平成 20 年度版）」において、財政調整基金残高目標額を「標準財政規模の 5%＋次年度当初予算に計上する財政調整のための取崩し額」としています。
- ・狛江市では、平成 24 年 11 月策定の「狛江市中期財政計画」において、平成 27 年度までに 4 点の財政指標上の目標値を設けており、そのうち、財政調整基金残高は、同年度末までに標準財政規模の 10%まで上昇させることとしています。
- ・調布市では、平成 22 年 3 月に策定された「財政の健全化維持のためのガイドライン」において、財政基盤強化の取り組みの一つとして財政調整基金は市税総額の 1 割程度の確保を目標としています。

(2) 基礎的財政収支を通じた財政規律の保持

[東久留米市の現状等]

国、地方を合わせて多額の長期債務を抱えており、基礎的財政収支の改善が求められている中、市では、世代間負担の公平化及び将来負担のあり方等を踏まえ、債務残高の縮減に向けて、臨時財政対策債を含めて新規借入額が償還額を上回らないとする基礎的財政収支の保持に努めてきました。そして、「自治体としての経営目標（財政調整基金の水準、運用）」と同様に、次年度予算編成に向けて、「財政規律の保持（基礎的財政収支を通じた財政規律の保持）」の配慮に努めていくと考え方を示しています。

平成 25 年度決算における地方債残高は 254 億 1 千 1 百万円で、うち臨時財政対策債等残高は 167 億 6 千 3 百万円となっていますが、確実に地方債残高は減少しています。（表(3)参照）また、決算時での市民一人当たり借入額は、平成 21 年度は 229,818 円でしたが、平成 25 年度は 218,285 円となっており年々改善が図られています。

しかしながら、臨時財政対策債の発行額が増加してきている状況で、将来にわたり臨時財政対策債を含めた財政規律の保持に努めていくことは必ずしも容易ではありません。新規借入れが抑制されることから、インフラ整備等の遅れも懸念されます。

[これからの方向性]

財政調整基金の水準、運用に加えて、財政規律の保持に関して目標に掲げ、この方向性を下記のとおり示します。

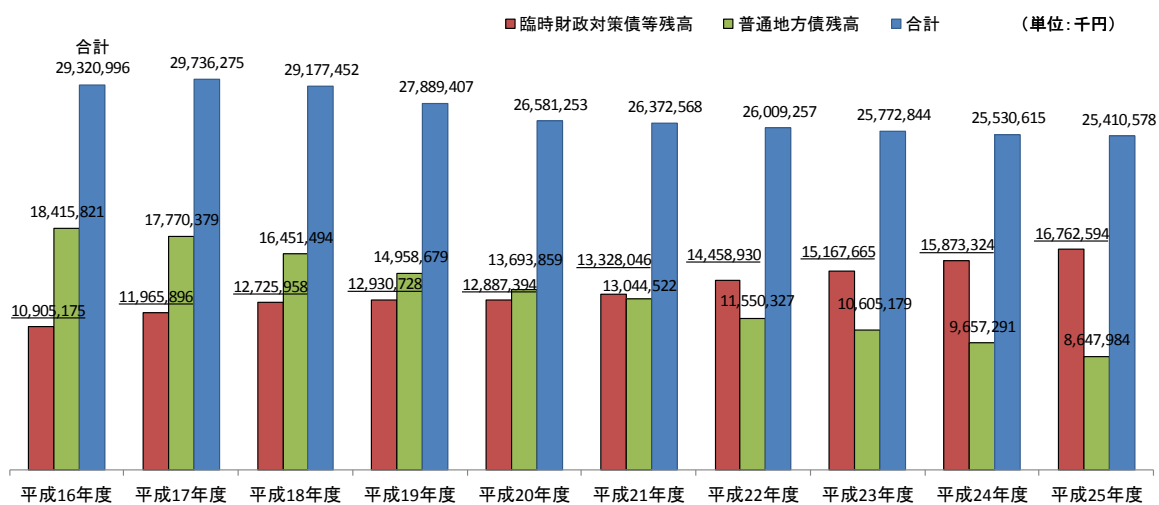
- ・将来に渡り持続可能な市政運営を行っていくために、臨時財政対策債を含めて基礎的財政収支を通じて財政規律の保持に努めていく。
- ・臨時財政対策債は、特例（赤字）地方債であることから、できる限りこれに頼らない財務体質へと転換できるように努めていく。
- ・一定程度の債務残高の減少を条件に中長期的な視野に立って、最低限の例外として、企業等誘導などにより税収等の確保が期待できる事業や行政サービスを維持するために計画的に進められる公共インフラ整備、集約事業（公共施設マネジメント）などに限定して、普通建設事業債を発行することは可能としていく。

※基礎的財政収支とは、税収・税外収入と、国債費を除く歳出との収支のことをいう。その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収・税外収入でどれだけ賄えているかを示す指標である。

[資料等]

地方債残高の推移

【表(3)】



4 市政運営の方向性 ～財政身の丈の市政運営～

(1) 財政身の丈の市政運営

本市では、少子高齢化の進行に伴い扶助費をはじめとする社会保障関連経費が増加しています。今後は担税力のある生産年齢世代の減少も予測されています。

平成 25 年度決算を見ても、自主財源の基盤である市税は歳入に占める構成比率は 42.0%であり、本市の税収構造は極めて脆弱です。財政力指数についても、0.805 と多摩 26 市中 21 位と低位に位置しており、増々、厳しい財政運営を余儀なくされています。(別表 5 参照)

また、国、地方を合わせて 1,000 兆円を超える長期債務を抱え、基礎的財政収支の改善も求められている中で、市では安定した財政運営、効率的な市政運営に向けて、改革、改善に取り組んでいく必要があります。一方で、市民満足度調査の結果から、少子化の中で「子どもの健やかに生まれ育つことへの支援」や災害への備えなどが課題とされる中で「生活の安全・安心の向上に対する施策」への市民ニーズが高いことがうかがえます。

こうした脆弱な税収構造にあつて、多くの行政課題を抱える本市では「財政身の丈の市政運営」に努め、基礎的自治体としての責任を果たしつつ、その実現のためには社会情勢の変化や行政ニーズを的確に捉え、民間の活力も活用しながら、常に歳入と歳出構造を見直し、その改善を図るべく不断の行財政改革を推し進めていくことが肝要です。

※自主財源とは、地方公共団体が自らの手で徴収または収納できる財源をいう。その用途が一般的な目的に使われるものであるか、特定の目的に使われるものであるかは問わない。この意味での自主財源には、地方税、使用料、手数料、寄附金、財産収入、繰入金、諸収入、繰越金等がある。これに対し、国又は都道府県が関わる依存財源として、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方債等がある。

[地方自治の本旨と市政運営の責任]

平成 26 年 11 月 11 日の検討会議からの「財政健全経営に係る基本的考え方(答申)」では、「地方自治の本旨と市政運営の責任」に関して下記のとおり述べています。

地方自治体の財政破綻が現実化する中で、財政基盤が崩壊し、負担増と行政サービス低下が起これば不安定な市政運営になって、最も負担が増えるのは「弱者」と言われている方々です。このことを踏まえ、市では、検討会議からのご意見、ご提言を受け止め、財政運営の基本目標の達成に努めるとともに、行財政改革に取り組み、健全で安定した市政運営へとつなげていきます。

(検討会議からの答申より)

『市政は、憲法第 92 条に規定する地方自治の本旨に基づいて行われている。地方自治の本旨とは、住民自治と団体自治の 2 つである。住民や団体の意思で市政を進めることについては声高に叫ばれがちであるが、他方、その意思に基づく市政運営の結果について、たとえそれが不利益な結果になろうとも、住民や団体が責任を負わなければならないということは忘れられがちである。』

市政には、住民意思が、議会や、場合によっては直接参加の仕組みを通じて生かされること、独立した団体として自主性、自律性のある経営視点が、市長、執行機関、議会、個々の市職員を通じて必要とされることは忘れてはならない。政策の失敗、特に財政の悪化や破綻の責任は、自治の最終的な主体者である住民が負うのであり、住民は、厳しい財政状況に対する認識と、現状に対する的確な対処を怠った場合には高い負担と低い行政サービスを甘受しなければならないことに対する自覚が必要である。

これまでの自治体の財政破たん(悪化)に対しては、国全体としては経済の高度成長基調にあったために、国の支援と歳出削減努力で乗り切ることができた。しかし、今後は、日本全体の高い経済成長は望めない一方で、『地方消滅』で論じられているように、地方での自治体破綻が相次ぐ事態となると、国の十分な支援を望むことは困難になることが予想される。また、東京都にしても、都全体としては財政力指数が1を超え、不交付団体とはなっているが、道府県分と23区の大都市行政分に分けた場合、道府県分については既に財政力指数が1を割っている。

すなわち、東久留米を含めた三多摩や離島行政のための財源としては、税収だけでは不十分になっているということであり、こちらの支援も期待できなくなる可能性がある。

国家と自治体の差は、国家を超えた人の移動の障壁に比べ、自治体間の人の移動は容易であることである。自治体の財政が悪化し、負担増・サービス低下が始まると、年齢、所得、資産、その他転居が容易な属性を有する者から、当該自治体を離脱することになる。その結果、残されるのは、高齢だったり、貧困だったりするために、当該自治体から他自治体へ転居できない者だけとなる。しわ寄せは弱者に寄せられ、そのようにならないような市政運営に早期に取り組むことが重要である。』

※住民自治とは、当該地方公共団体の地域に住む住民の意思と責任に基づいて、当該地方公共団体の行財政運営を行う。

※団体自治とは、国から独立した組織体としての地方公共団体が、当該団体の意思と責任に基づいて、その行財政運営を行う。

(2) 行政評価手法の強化促進

[東久留米市の現状等]

多くの市町村において、行政運営における施策レビューの仕組みとして「行政評価制度」が導入されてきました。その多くは、PLAN・DO・CHECK・ACTのサイクルによる事務事業評価を基本に、行財政改革のツールとして導入されています。

市では、平成14年度から、市民視点に立った成果重視の行政運営を実現し、市民に対する説明責任を果たすため、全ての事務事業を対象に「事務事業評価」を実施するとともに、毎年度、その結果を公表しています。しかし、行政評価制度が行財政改革のツールとして位置付けられている一方で、事務事業の改革、改善に向けては別に検討組織を立ち上げるなど、行政評価制度が本来のねらいとしていた機能が果たされておらず、行政評価制度の再構築が課題となっています。

また、平成22年度から25年度まで「事業仕分け」を実施してきましたが、平成26年度からは検討会議が設置されたことから、この検討会議から学識者、市民委員等の5名を委員とする外部評価を試行的に実施したところです。

[これからの方向性]

市では、「財政身の丈の市政運営」に努め、将来に渡り持続可能な市政運営を目指し不断の行財政改革に取り組んでいます。こうした中、行財政改革のツールとして行政評価制度を導入していますが、その意義、目的が共有化されておらず、改革、改善に向けて機能しているとは言い難い状況です。行政評価制度の再構築が課題となっていますが、この方向性を下記のとおり示します。

- ・行政評価制度（施策評価表、事務事業評価表）を行財政改革のツールとして活用するために、改革、改善に結びつくよう第一義的に事務事業の実施及び説明責任を負う担当所管において、実効性、効果などを検証し、評価する仕組みに再構築していく。
- ・平成26年度から試行実施した外部評価について、より良い市政運営へとつなげていくために、この試行実施で具現化した手続き上の課題を踏まえ、行政評価制度の中に外部評価を位置づけながら再構築していく。
- ・外部評価の事業選定に当たっては、行財政改革推進本部（全庁評価会議）での議論等を踏まえて対象事業を示すとともに、評価結果に対する市の対応についても公表等していく。
- ・再構築された行政評価を活用し、「現金、現物給付サービスの見直し」、「事務事業の総点検」、「補助金等の適正化」などに取り組んでいく。
- ・検討会議からの答申を受けて、以下の具体的な方策などについて、今後、調査、研究していく。
 - a) 目標管理型事務事業評価の前提は、経営感覚をもって施策、事務事業が運営されていることである。したがって、行政評価の再構築に当たっては、施策に照らした事務事業ミッションの明確性、事務事業ミッションの達成に対する手段の選択、達成度を図る指標の選択と設定、そして、実施後にその達成度の業績測定を行い、改善につなげるという戦略的なP・D・C・Aサイクルが構築できるように調査、研究等していく。
 - b) 施策評価及び事務事業評価では、目標管理型事務事業評価を行っていくことのみならず、個別施策、事務事業が真に効果を有するかを検証する因果関係評価、不要な事業等を洗い出す行政事業レビューの技術的方策等も調査、研究等していく。

(3) 職員の能力を引出し、活躍できる職場づくり

ア 市政運営、経営の担い手としての職員育成

[東久留米市の現状等]

地方分権が進む中で、少子高齢化や高度IT社会の進展、環境問題などの複雑な課題が山積しており、これらに迅速かつ的確に対応した行政運営が求められており、このような行政運営の担い手である職員の育成のために市では、平成21年3月に「東久留米市職員人材育成基本方針」を策定し、これまで同基本方針に基づく様々な取り組みを行ってきました。厳しい財政状況の中で、市民の暮らしと生活を支える行政の担い手である職員の育成は、団塊世代の大量退職に伴った影響も顕著になりつつある状況で、特に団塊世代の仕事のノウハウ継承等の課題もあり急務となっています。

[これからの方向性]

市政運営、経営の担い手であり、行財政改革の推進主体である職員の育成が課題となっています。

限られた人材の中で、職員一人ひとりが知識、能力を発揮し、行政課題に誠実に向き合い果敢に取り組み、質の高い行政サービスを実現する人材の育成が課題となっていますが、この方向性を下記のとおり示します。

(人事評価制度の活用)

- 行政運営の担い手は市職員であり、職員自身が仕事の優先順位と目標を定め仕事をマネジメントできるようにする、また、管理職には部下への業務配分、健康管理及び信頼される評価者としての役割が求められる。したがって、「人事評価制度」の取り組み等の中で、組織全体の職員の経営能力の育成が図れるように進めていく。
- 財政健全経営、行財政改革の推進主体も職員であり、改革、改善に真摯に取り組み、職員の満足度や達成感が高められるように進めていくとともに、人事評価において、給料、処遇等でも適正な評価を受けることができるようにしていく。

(知識等の習得、職員の育成)

- 民間活力の導入が進むと、外部主体との契約関係を通じてマネジメントしていくことが必要である。民事法務や企業会計の知識、経験等も必要であり、こうした知識の習得に向けた研修等の構築を検討していく。

(職場環境等の充実)

- 職員が能力を最大限発揮し市民サービスへ貢献等をしていくためには、仕事と生活を共存させていくための働き方の改革、職場環境の整備等が求められることから、男女を問わず年次休暇、育児休暇制度等を充実させていけるように検討していく。

(職員研修等)

- 検討会議からの答申を受けて、以下の具体的な方策などについて、今後、調査、研究していく。
 - 若手職員には、ジョブ・ローテーションを通じて市政を広く経験するとともに、手話、外国語等の市民インターフェイスとしての能力も内部、外部研修等を通じて習得できるように調査、研究していく。
 - 職員のより専門的な能力開発に向けて専門の研修機関、大学院等の社会人枠の活用、ある分野のエキスパートとして活躍するするキャリアパスの仕組みを検討し、また、管理職のマネジメント能力の向上に向けては、プロセス管理手法の取得や企画立案、戦略的スキルアップのための事例等知識を高めるための研修等に派遣することも調査、研究していく。

イ 給与の適正化

[東久留米市の現状等]

市では、第4次行財政改革アクションプランに「給与制度の見直し」を掲げ、東京都給与体系に準拠し、給与の適正化に取り組んでいます。

平成25年4月1日現在、一般行政職における平均給与月額が413,923円で多摩26市中下から2番目であり、全職種における平均給与月額は390,812円で26市中最低位です。このように、本市の職員給与は、26市平均比較において低位に位置している状況です。また、地域手当についても10%と多摩26市中最低となっています。（但し、国の官署がない地域である本市の地域手当は総務省が示しており5級地6%です。）

なお、級地区分（地域手当）に関しては、職員給与以外にも様々な制度の算定基礎としても活用されており、その影響は大きく課題となっています。（【級地区分に関する課題】参照）

[これからの方向性]

職員給与に関して適正な水準となるように、職員の士気、意欲の低下を招かぬように配慮しながら、東京都給与体系に準拠し、適正化に向けて取り組んでいますが、この方向性を下記のとおり示します。

- ・東京都給与体系に準拠し、引き続き、給与の適正化に努めていく。
- ・人事評価制度により、能力、業績評価に基づく査定昇給制度の仕組みを構築していく。
- ・級地区分（地域手当）については、診療報酬、介護報酬等にも影響することから、人材確保、育成の点からも「中核的な都市を基準としない、労働市場が共通の都市の一体性」について検討等していく。

【級地区分に関する課題】

(概要)

国の官署がある地域については、人事院勧告で級地区分（地域手当）が示されますが、国の官署がない地域は総務省において決定し示されます。

また、級地区分は、賃金構造基本統計調査等に基づき算定されますが、例えば、地方交付税の算定基礎における普通態容補正は級地区分により区分化されており、また、保育措置費の単価も級地区分を基礎として決定されることから、近隣市との格差を生じさせ、様々な行政サービスに影響を与えています。

(本市の級地区分)

本市は、近隣市である清瀬市2級地（15%）、小平市3級地（12%）、東村山市4級地（10%）、西東京市2級地（15%）に対して、5級地（6%）となっていることから、近隣市に比較して相当に低い設定となっています。

また、平成26年度人事院勧告、その後の総務省通知により平成27年度以降の新たな級地区分が示されましたが、清瀬市2級地（16%）、小平市2級地（16%）、東村山市3級地（15%）、西東京市3級地（15%）とすべてが15%以上なのに対し、6級地（6%）となっていることから、さらに格差が広がっています。

(結果)

本市の級地区分が低いことで、保育所運営費（事業費）、地方交付税などが低く抑えられることから、保育サービスのほか、行政運営上に与える影響は大きいものがあり、地域格差を生じさせています。

ウ 定員管理の適正化

[東久留米市の現状等]

市では、第4次行財政改革アクションプランに「定員管理計画の推進」を掲げ、原則、退職者に対する新規採用者の抑制、民間活力の活用に伴う任用替えなどにより、定員管理の適正化に努めています。

現状、総職員数に対する人口の割合（職員1人当たりの人口（総職員ベース））は191人であり、近隣5市比較における職員1人当たり住民数（総職員ベース）はほぼ中位に位置します。しかし、一般行政職の職員数に対する人口の割合（職員1人当たりの人口（保育士などを除く一般行政職ベース））は334人となり、同様に職員1人当たり住民数（一般行政職ベース）で見ると非常に高い状況がうかがえます。（表(4)参照）

また、これまでの定員管理の適正化の取り組みの中で、平成9年4月1日現在1,019人在籍していた職員数は、平成26年4月1日現在597人まで減少し、比較すると6割弱までになっています。

今後、平成31年度までの退職者数は、72人予定されていますが、これまでとは違った状況となっています。（表(5)参照）

[これからの方向性]

少子化、高齢化対策などの行政ニーズが年々の増大している状況を踏まえ、柔軟な事務執行体制に努めながら定員管理の適正化に取り組んでいますが、この方向性を下記のとおり示します。

- ・新たな行政需要への対応も求められていますが、民間活力の活用等により、引き続き、定員管理の適正化に努めていく。
- ・職員の給与や定員の削減を通じた人件費の適正化には限界がある。行政運営の担い手、行財政改革の担い手である職員の士気、意欲の低下を招き、人材確保もままならない状況となることが予想される。また、行政サービスの低下を招かぬような配慮も必要である。こうした状況を受けて、負のスパイラルに陥らないように努めていく。
- ・定員管理に当たっては、年齢構成ができるだけ平準化するように採用時に工夫していく。
- ・民間に行政サービスを行わせることにより、行政サービス提供者の状況を把握するためのモニタリング制度を強化していく。
- ・庁内業務において、縦割り管理などの無駄がないかを徹底的に検証し、さらに、業務改善及び効率化を考えた上で適正な定員管理に努めていく。

【他市の状況】

1 職員一人当たりの住民数

【表(4)】

	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市
人口(25.3.31,住民基本台帳)	185,320	152,468	74,010	116,015	197,447
職員数(25.4.1)_総職員数	916	789	442	608	1,012
職員数(25.4.1)_一般行政職員数	574	499	273	347	602
職員1人当たり人口(25.4.1)_総職員数	202	193	167	191	195
職員1人当たり人口(25.4.1)_一般行政職員数	323	306	271	334	328

2 今後定年退職予定者の推移

【表(5)】

	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末	合計	32年度末
一般事務	11	12	5	4	5	37	11
司書	4	1	0	0	0	5	0
土木技術	3	1	0	4	0	8	1
建築技術	0	0	0	1	0	1	0
機械技術	0	1	0	0	0	1	0
電気技術	0	0	0	0	0	0	1
保育士	0	1	3	2	1	7	10
児童指導	2	1	1	0	0	4	0
給食調理	0	1	0	0	0	1	1
一般用務	0	0	2	0	0	2	0
当直	0	0	0	1	0	1	0
清掃作業	0	0	0	0	1	1	0
栄養士	0	1	1	0	0	2	0
保健師	1	0	0	0	1	2	1
計	21	19	12	12	8	72	25

(4) 歳入の確保、歳出の抑制

【歳入】

ア 市税等の確保

【東久留米市の現状等】

各自治体では、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係経費の増加や経済低迷等により厳しい財政運営が続いており、歳入の根幹をなす市税等の確保に向けて、徴収率を上げていくために滞納整理の執行体制の充実を図るなどの様々な取り組みも見られます。

本市の市税に係る収納率は、他市に比して高い状況ですが、それでも多くの滞納案件が存在し対応が求め

られるとともに、現在、適正な債権管理などへの対応が課題となっています。(表(6)参照)

第4次行財政改革アクションプランに「歳入確保及び債権の適正管理」を掲げ、直近ではコンビニ収納の導入に向けた収納率向上のための取り組みを行っていますが、今後は、高い収納率を維持していくため、債権の適正管理に向けて、組織体制の充実等が必要となっています。

[これからの方向性]

歳入の根幹をなす市税等の確保は、増大する行政ニーズへ対処するための財源として、また、市民負担の公平性の視点からも適切な対応が求められており、これまでも様々な取り組みの中で高い収納率を維持している状況ですが、この方向性を下記のとおり示します。

- ・ 自主財源（歳入）の根幹をなす市税等の徴収に関しては、確実に確保していくことが基本である。今後も、税の本質に沿って適切な対応を執り、現在の高い収納率の維持、さらなる向上に努めていく。
- ・ 自主財源の確保に向けて、私債権の適切な管理も重要であり、これに対応する体制の整備を図っていく。

[他市の状況]

- ・ 町田市では、債権管理条例を整備するとともに、収納率向上に向けて、弁護士資格のある短期任用職員を配置し、必要により適切な助言等を受けて収納率の改善に努めています。
- ・ 国立市では、債権の法的構造を含めた回収業務について弁護士による適切な助言、指導を受ける体制を整備し、収納率の改善に努めています。
- ・ 多摩26市の収納率比較は、次のとおりです。

平成25年度収納率比較 【表(6)】
平成26年5月末日現在（決算期）

市名	一般		国保	
	合計	順位	合計	順位
八王子	95.8	20	70.8	25
立川	97.2	3	76.3	13
武蔵野	95.2	24	73.8	20
三鷹	96.1	17	79.6	5
青梅	94.1	26	74.9	15
府中	95.9	19	69.2	26
昭島	96.6	11	78.0	8
調布	96.6	11	72.1	24
町田	95.6	22	75.4	14
小金井	95.8	20	74.0	18
小平	96.7	9	76.7	11
日野	97.2	3	81.2	4
東村山	96.0	18	74.4	17
国分寺	96.9	8	78.9	7
国立	98.8	1	89.2	1
福生	96.5	15	72.8	22
狛江	97.2	3	79.6	5
東大和	95.5	23	74.9	15
清瀬	96.6	11	76.5	12
東久留米	97.2	3	86.5	2
武蔵村山	94.9	25	73.1	21
多摩	97.6	2	72.7	23
稲城	96.6	11	77.6	10
羽村	96.7	9	73.9	19
あきる野	97.0	7	83.4	3
西東京	96.4	16	77.7	9
平均	96.4		76.7	

イ 受益者負担の適正化

① 使用料・手数料の見直し

[東久留米市の現状等]

市では、公共施設を利用する方としない方、住民票、印鑑登録証明書発行などの公証業務のような公共サービスから特定の利益を受ける方と受けない方との間の公平性の問題が生じることから、社会情勢の変化等も踏まえ、公共施設や公共サービスの利用者の使用料、手数料の負担が、公共サービスに対して適正なものになるように進めています。

第4次行財政改革アクションプランに「公共施設使用料の見直し」を掲げ、学識者、市民委員等による検討委員会での検討を経て、平成26年6月から公共施設使用料の改定を実施しています。

しかし、事務手数料については、平成7年の改定以降、見直しがなされておらず、近隣市との水準に乖離が見られます。

[これからの方向性]

受益者負担の原則に従い、適正な使用料・手数料の負担のあり方が求められていますが、他市の状況等を加味し、特に事務手数料は見直しがされていない状況を踏まえ、この方向性を下記のとおり示します。

- ・近隣市の状況を考慮に入れつつ、行政コストを検証等した上で適正負担の視点をもって検討していく。
- ・証明書等発行事務手数料については、以下の点を考慮しながら検討していく。
 - a) 証明書等の自動発行機を増設することにより、証明書発行に係る人件費を減らす余地を検討していく。
 - b) アクセシビリティを考え、銀行の例のように自動発行機と窓口とが併存する選択肢を検討していく。
 - c) 郵便局での振込みのように、窓口と機械の場合とで手数料に差を設けて機械に誘導する方法や、病院の清算時のように機械での支払いによる待ち時間の軽減によって機械に誘導する方法なども検討していく。
 - d) 手数料収入と事務処理に係る支出とのバランスが重要で、手数料の引き上げのみならず、事務処理手順の改善等による行政コストの引下げの余地も調査、研究していく。
 - e) 平成28年1月の社会保障・税番号制度の利用開始を踏まえた行政BPRの一環として、費用対効果を検証しながら証明書等発行事務の機械化の促進を検討していく。【番号制度の検討状況等】参照

※BPR(business process reengineering)とは、企業活動に関するある目標(売上高、収益率など)を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化することをいう。

※アクセシビリティ(accessibility)とは、高齢者・障害者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。

【他市の状況】

1 近隣市手数料比較（税関係）

【表(7)】

平成26年5月作成

	課税証明	納税証明	軽自納税証明（一般用）	固定資産評価証明
小平市	250円	250円	250円	250円
東村山市	300円	300円	300円	300円
清瀬市	300円	300円	300円	300円
東久留米市	200円	200円	200円	200円
西東京市	300円	300円	300円	300円

2 他市では、ICT技術の進歩を受けて証明発行機を増設し、手数料もインセンティブを付けて誘導する取り組みを進めている例があります。

近隣5市における手数料【平成26年4月1日現在】

【表(8)】

	住民票写し	住民票記載事項証明	住民基本台帳閲覧	戸籍附票の写し	印鑑登録証明書	身分証明書	住民基本台帳カード
小平市	250円 自動発行機200円	250円	1人/200円 1人1回・30分/300円	250円	250円 自動発行機200円	250円	500円
東村山市	300円	300円	15分/200円または 1件/200円	300円	300円	300円	500円
清瀬市	300円	300円	1人/200円	300円	300円	300円	500円
西東京市	300円 自動発行機200円	300円	1世帯/300円	300円	300円 自動発行機200円	300円	500円
東久留米市	200円 郵送300円	200円 郵送300円	1人/200円	200円 郵送300円	200円	200円	500円

※ICTとは、情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称である。IT（情報技術）のほぼ同義語である。

【番号制度の検討状況等】

国は、番号制度について、複数の機関に存在する個人情報をも同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税番号制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であると説明しています。

また、この制度を導入することにより、市民側には、これまでは各種申請時に関係機関を回って添付書類を揃えたりしていたのに対し、行政側で本人確認や情報の特定が可能になるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化される等のメリットがあり、行政側には、これまで確認作業等に係る業務に多大のコストがかかっていたり、業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多くかかっていたのに対し、制度の利用により、行政機関・地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報の相互利用を行い、同一人の情報であることの確認を行うことができる等のメリットがあることも国から示されています。

現在、平成27年10月から個人番号の通知が行われ、平成28年1月からは個人番号の利用・カードの交付が始まり、社会保障や税等の分野で順次利用が開始されるスケジュールとなっています。

市では、番号制度を導入するに当たり、市内にプロジェクトチームを立ち上げ、最新のICT技術等を活用し、この制度と連携を図りながら、行政運営プロセスを改編し、業務の簡素化、効率化及び市民サービスの向上を図るため、情報システムの活用等による行政BPRを含めた検討を行っています。

② 受益者負担を伴う児童、福祉サービスにおける負担等の見直し

[東久留米市の現状等]

急激に少子化が進み、供給が不足する保育所及び学童保育所のサービス充実の必要性が高まる中で、行政サービスの受益者への負担を求めていくことは、行政サービスを受けられないでいる方との負担の公平性の観点からも必要となってきました。

市では、第4次行財政改革アクションプランに「保育料の見直し」及び「学童保育所使用料の見直し」を掲げています。保育料及び学童保育所使用料については、平成25年第2回定例会に改正条例案を上程しましたが、様々議論等がある中で否決された経緯があります。

子ども・子育て新制度の議論等がされる中で、今後、保育料及び学童保育所使用料の見直しを再検討する考えで取り組んでいます。([資料等] 参照)

[これからの方向性]

子ども・子育て施策の充実が求められる中で、持続したサービスを提供していくために、行政コストの縮減に取り組みながらもサービスの拡大に応じた適正な保育料及び学童保育所使用料のあり方が求められています。この方向性を下記のとおり示します。

- ・行政サービスに応じて負担を求めていくものについては、受益者負担の原則は持ちつつも、単に応益負担ではなく所得に応じた応能負担も検討していく。
- ・セーフティネットの関係では、子どもの貧困が社会問題になっている現状なども踏まえ、低所得世帯、低所得層への対応を検討していく。
- ・行政ニーズが高くサービス拡充が求められる場合等で、保育園運営に民間活力を導入するなど費用の削減等に努めて、受益者負担の抑制につなげていくことも検討していく。
- ・国基準、近隣市の状況等を踏まえ、自治体として方向性を定め、多様な政策的な視点も十分検討した上で見直しを検討していく。

[資料等]

1 国の想定する保育所保育料徴収基準額の考え方
(国が想定する費用負担割合)

【表(9)】

国基準での保護者負担		保護者負担を差し引いた額 (公費負担)		
保護者負担 (保育料)		国	都道府県	市町村
保護者負担割合	東久留米市負担割合	2分の1	4分の1	4分の1
51.3	48.7			

2 国基準保育料に対する市保育料の徴収割合について 【表(10)】
(平成24年度実績)

市名	保護者負担割合	市負担割合
さいたま市	47.4	52.6
千葉市	73.1	26.9
川崎市	69.4	30.6
横浜市	74.1	25.9
青梅市	55.5	44.5
東久留米市	51.3	48.7
福生市	43.7	56.3

3 学童保育所費の負担割合について 【表(11)】
(平成24年度実績)

市名	保護者負担割合	市負担割合
東大和市	36.6%	63.4%
東久留米市	16.7%	83.3%
調布市	8.6%	91.4%

4 学童保育所費の負担額について 【表(12)】
(平成25年度実績)

市名	学童保育所費	備考
小金井市	最高9,000円	育成料9,000円、 7,000円、5,000円、 3,000円
東久留米市	5,000円	
狛江市	4,000円	

ウ 新たな歳入創出

[東久留米市の現状等]

多くの地方自治体では、財源確保の取り組みとして、様々なメディアに有料広告を掲載して収入を得る取り組みが見られます。その範囲は、ホームページ、広報に留まらず、封筒、ポスターなどの印刷物へと広がっています。

市では、第4次行財政改革アクションプランに「有料広告等の充実」を掲げ、広報紙、各種印刷物、庁舎・施設等への広告掲載を検討しており、また、直近では「生活ごみと資源物の出し方」への広告掲載、スポーツセンターへのネーミングライツ導入等を実施しました。

しかし、他市に比較し広告等収入の取り組みが弱く、その拡大が課題となっています。

[これからの方向性]

他市では、財源確保の一助とするために広告掲載から寄付制度の整備などの様々な方策が練られるとともに、その取り組みが見られます。これに比較して本市では、広告等収入に向けては取り組みが弱く、その拡大が求められています。職員の意識改革と併せて、その方向性を下記のとおり示します。

- 広告は、第三者に利益があり、その利益に応じて負担してもらうものである。他市で、積極的に取り組まれている状況の中で、本市でも職員の意識改革、また、職員相互の連携を図りながら、有料広告による歳入の確保に努めていく。
- 広告等収入を検討する場合、隣接する民間広告媒体との関係で民業圧迫とならないように配慮していく。また、地域振興（商工会関係（市内業者））の支援、長期継続掲載などに対して、広告掲載料を減額するなどの仕組みを加えるように検討していく。
- 近年、他の地方自治体において取り組まれているふるさと納税制度の活用も検討していく。

[他市の状況]

- 多くの市町村では、広報誌、ホームページ（バナー広告）、各種パンフレット（配布物）などに広告掲載を導入していますが、その範囲は図書館の貸出表、職員の給与明細など様々なものへと広がっています。
- 公共施設においては、ネーミングライツや施設の壁面等を活用した広告掲載も行われています。
- 地方の市町村では、各種特典品を用意してふるさと納税の仕組みを活用している状況が見られます。
- 鎌倉市ではクラウドファンディングによる施設整備資金調達制度を導入しています。具体的には、観光に視点を置き、古都鎌倉への想う方々から寄付を募り、観光案内版の設置などを進めています。

※クラウドファンディングとは、ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為、またそのためのネットサービスのことをいう。

エ 公有財産の有効活用

[東久留米市の現状等]

市では、第4次行財政改革アクションプランに「公有財産の活用」を掲げ、利用目的を終えた旧保健福祉センター跡地、都市計画道路東3・4・5号線用地の残地を売却してきました。

今後も、普通財産については、適正な維持管理に努めるとともに、適宜、未利用となっている土地等については、その有効活用を検討して必要があります。

[これからの方向性]

公有財産の有効活用にあたって、方向性を下記とおり示します。

- 歳入増を図る観点からも、公有財産の有効活用を検討していく。その際は、公共施設マネジメントの取り組みの中で用途集約等も併せて検討していく。

[歳出]

ア 行政サービスの適正化

① 現金、現物給付サービスの見直し

[東久留米市の現状等]

社会保障関係経費の増加が続く中で、新たな行政需要への対応も求められています。こうした状況の中で、過度な給付がなされているものは、他市の状況等を参考にしながら、真に公助を必要とされるものへ絞込み、より適正なサービス水準を検討し、最適な資源・財源配分を行っています。

市では、第4次行財政改革アクションプランに「各種住宅手当の適正化」を掲げ、ひとり親家庭住宅手当に係る支給要件の見直し等に取り組んでいます。

[これからの方向性]

市民生活を支えるための様々な給付サービス等が行われていますが、他市の状況等を踏まえ、適正なサービス水準になるように、この方向性を下記のとおり示します。

- 行政サービス水準の検討に当たっては、多摩26市の状況も踏まえ、市民生活等への影響などにも配慮しながら、見直し（抑制、廃止）の余地がないか検討していく。
- 見直しの際には、根拠をもって主旨を示し、市民の納得性が高められるように努めていく。また、CMSを導入していく中で、担当所管で進めている主要な事業等を整理し、その進捗状況を情報提供していくように検討する。分かりやすい市政運営を進めていく。

※CMS（Contents Management System）とは、Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのことをいう。

[他市の状況]

1 民間住宅家賃助成制度の実施状況

【表(13)】

市名	助成対象		
	高齢者世帯	障害者世帯	ひとり親世帯
武蔵野市	○		○
府中市		○	
日野市	○		
東村山市			○
国立市	○	○	○
福生市	○		
東久留米市	○	○	○

※多摩26市における「民間住宅家賃助成制度」の実施状況。本市を含め7市で実施している。

※生活保護制度の生活扶助基準（母子加算）における対象児童、公的年金制度における扶養対象児童及び児童扶養手当に係る対象児童は、原則18歳までである。

② コミュニティへの関与

[東久留米市の現状等]

市では、市民との協働の立場にたち、地域コミュニティの醸成を図るとともに、市民と協働のまちづくりに向けて、その一つとして下里、南町及び野火止各地区センター内でのコミュニティ図書室維持管理事業を行っています。

野火止地区センターでは、図書室の維持管理業務は、地域コミュニティによる実施ではなく市がシルバー人材センターへの直接委託により運営しており、目的に沿った形態での運営ができていない状況が続いています。平成26年度外部評価、以前の事業仕分けでも、事業目的と合っていないとの指摘がされており課題となっています。

[これからの方向性]

地域と連携した行政サービス提供のあり方が課題となっていますが、この方向性を下記のとおり示します。

- ・施策の目的、意図にあった事務事業の内容であるか、改めて検証等していく。
- ・横串施策として、コミュニティ施策のあり方全体を整理し、施策が目的にあった手段となるよう施策のあり方を検討していく。

イ 事務事業の総点検（行政の合理化・簡素化）

[東久留米市の現状等]

市では、すべての事務事業に関して、運用プロセスの再構築や情報システム等の活用などによって、事務の合理化、簡素化が図れるように検討等に加え、また、各事務事業の運営経費等についても、縮減が図れるように見直しを行っています。

第4次行財政改革アクションプランに「男女平等推進センターの運営、および経費の見直し」、「任意健診の見直し」などを掲げ、かつ、行財政改革推進部会における検討も加えながら、行政の合理化、簡素化に向け取り組んでいます。

[これからの方向性]

行政運営の経費削減に向けて、効果的、効果的な仕組みへと事務事業を見直していくために、この方向性を下記のとおり示します。

- ・「行政事業レビュー」の取り組みを参考に、積極的に事務事業（改革、改善）の総点検が図れるように進めていく。
- ・事務事業が、真に行政として実施すべき事業であるかについては、上位施策の目的、意図にあった内容となっているかを確認していく。
- ・施策間で、同種同様の事業を実施していないかを横断的に調査し、施策間を超えた横断的な事業実施を目指

していく。

- ・社会保障・税番号制度導入を機に、社会保障、税務等を中心に事務事業全般について、業務プロセスの抜本的見直し（行政 BPR）の可能性を検討していく。

【他市の状況】

- ・国立市では、学識者、市民委員による財政改革審議会からの答申を受けて、今まで出来なかった取り組みを始めており、予算編成での収支改善に向けて取り組んでいます。
 - ・武蔵野市では、アクションプランにおいて「事務事業等の見直しの一層の推進」を掲げ、受益者負担の適正化、他市との比較などの中で、検討等が進められています。
-
- ・三鷹市では、事務事業点検運動の取り組みをしています。具体的には、①国・都補助金、交付金の活用、②60周年ロゴマークの活用、③住民基本台帳カードの普及促進、④スーパーエコ庁舎推進事業などに取り組んでいます。
 - ・佐賀市では、全庁の事業改善運動の取り組みをしています。業務の無駄や非効率的な点を洗い出しとともに、案内表示の改善、窓口対応フローの改善などに取り組んでいます。
 - ・また、多くの市町村においても、事務改善運動が進められ、節電、用紙の再利用の徹底、不要用品の在庫貸出し、整理など知恵を絞り、行政コストの縮減に向けた取り組みがみられます。

ウ 特別会計繰出金の抑制

〔東久留米市の現状等〕

特別会計については、本来独立採算性により運営するべきですが、適正化に向けたさまざまな取り組みをしつつも国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計では事業運営のための財源が確保できず、一般会計からの赤字補填としての繰出金を加えて運営がされています。

（国民健康保険特別会計）

市では、第4次行財政改革アクションプランに「国民健康保険特別会計の健全化」、「下水道使用料の見直し」を掲げ、それぞれ、医療費適正化、税率、使用料の改定を行い、一般会計からの赤字補てんとしての繰出金の抑制に努め、特別会計の健全化を進めています。近年、高齢化の進展、医療技術の高度化等から、医療費が増大する傾向が続いており、国民健康保険を取り巻く環境は厳しさを増しています。その中でも、国民健康保険特別会計については、国基準による保険料への変更など事業運営への再構築を図り、その結果、国、都から多くの負担金、交付金が交付されるようになり、国民健康保険税を抑えながら、一般会計からの赤字補填としての繰出金も最下位となっています。（【国民健康保険特別会計への繰出金の抑制】参照）

（下水道事業特別会計）

下水道事業特別会計については、平成23年度からの10年間ににおける下水道事業の方向性と段階的な取り

組みとして「東久留米市公共下水道プラン」を作成し、そのプランに基づき取り組みを実施しています。一般会計からの繰入額については、平成 23 年度が約 13 億 25,475 千円、平成 24 年度が約 13 億 839 千円、平成 25 年度が 12 億 7,545 千円であり徐々に減少している状況です。

今後も、平成 34 年度までの経営見通しを注視しながら、汚水回収率 100%を目指し、国や都の補助制度を活用するとともに、下水道施設の長寿命化、耐震化対策を取り入れ、ライフサイクルコストを考慮した効率的な改築・修繕計画を実行し、維持管理費の経費節減を図りながら、一般会計からの赤字補てんとしての繰り入れに頼らない下水道行政を目指しているところです。

[これからの方向性]

これまで、特別会計への一般会計からの赤字補てんとしての繰出金の抑制に向けて、様々な対策が執られてきていますが、こうした経過も踏まえ、この方向性を下記のとおり示します。

- ・一般会計からの赤字補填としての法定外繰入れについては、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計とも一定の改善に向けた取り組みが見られますが、今後も、医療費は増加傾向にあることから医療、介護ともに経営効率化を通じた保険給付費の削減のための取り組みを進めるとともに、独立採算の原則に即して、引き続き、国基準による保険税の見直しも視野に入れて、適正化に努めていく。
- ・国が健康寿命を延ばす施策を推進しており、国民健康保険及び介護保険の給付費削減にも効果があるので、市においても、この施策に取り組んでいく。
- ・国では、厳しい財政状況にある国民健康保険制度の抜本的な対策を社会保障審議会医療保険部会において進めており、その動向も注視し適切な対応を図っていく。

【国民健康保険特別会計への繰出金の抑制】

(概要)

市では、平成 14 年度行財政改革の取り組みである「改革例示 7 項目」の一つとして、国民健康保険特別会計における一般会計からの赤字補てんとしての繰入金約 12 億 5 千万円を超え、一般会計へ大きく影響を与えていた状況から、その抑制が課題として掲げられていました。

所管課では、少子高齢化の進展等に伴い医療費等の増加傾向が続く中で、国民健康保険制度の抜本的な見直しに当たり多角的な視点から検討等に加え、国民健康保険税に国基準を導入し、国や東京都からの補助金、交付金を活用するとともに、これまで対応が遅れていた退職者医療制度への切り替え促進を図るなど、国民健康保険財政の健全化に向けて様々な対策を実施してきたところです。

(対策)

- ① 国民健康保険税の改定は、翌年度以降の医療費等の増減傾向や国保税の多角的な試算の結果を総合的に検討して見極める。
- ② 具体的には、応能：応益割合を国基準である 50 対 50 として適正化を図るとともに、賦課割合、賦課限度額なども国基準に近づけるように取り組む。
- ③ 国民健康保険税軽減制度（7 割、5 割、2 割）を活用する。

- ④ 国基準（応能：応益割合、賦課率、賦課限度額、収納率、レセプト点検率等）を導入することで、インセンティブとして交付される国、東京都からの補助金、交付金等を活用する。

（結果）

こうした対策を進めた結果、国、東京都から多額の補助金、交付金等を受けることができたことから、国民健康保険における一般会計からの赤字補てんとしての繰入金を大幅に抑制するとともに、国民健康保険税も抑えることが可能となりました。

※多摩 26 市における一般会計からの法定外繰入れの状況については、（別表 10）を参照

(5) 民間活力の導入による行政サービスの維持向上

[東久留米市の現状等]

市では、第4次行財政改革アクションプランに「民間活力の活用・外部委託（アウトソーシング）」及び「指定管理者制度の活用」などを掲げ、行政サービス水準の向上のため保育園民営化、小学校給食調理委託、指定管理者制度の活用（スポーツセンター、生涯学習センター、地域児童館、図書館地区館）等に取り組んでいます。

今後も、小学校給食調理業務委託では、アレルギー対応など新たな課題に対応するため、職種任用替えを実施するなどして委託化を推進していきます。また、公立保育園でも、多くの待機児（84人【26年4月1日現在】）が生じている状況で、施設の老朽化、保育士の退職者不補充の対応、また、受け入れ児童の拡大による経費増に民営化に伴い生じる削減効果を充当する等により民設民営保育園への移行を進めていく予定です。

（【待機児解消等に向けた公立みなみ保育園の民営化】参照）

なお、公立保育園に係る保育士の定年退職予定者数については、平成28年度から平成31年度までは7人、その翌年度の平成32年度には10人となっており、多くの定年退職予定者数が見込まれています。

[これからの方向性]

これまで、民間のノウハウ、専門性などを生かし、サービスの質を高めながら経費抑制も図ってきていますが、さらに、幅広く民間活力の導入による効率的な行政サービスの維持、向上を図るために、この方向性を下記のとおり示します。

- ・民営化、民間化に当たり、施策の目的、方向等を示し、その上で民間活力の導入の方策、これまでの成果等を整理したメニューから、より成果が上がる方策、仕組み等を検討し、これにより進めていく。また、その方策について、直営やPFI/PPPも含めて調査、研究を進めていく。
- ・行政サービスの拡充及び定員適正化を図る中で、費用負担（行政コスト）の削減、施設の老朽化、職員の退職状況等を加味しながら、コア業務を除いて民間活力の導入等を推進していく。
- ・行財政改革の成果を市民に広く周知していくことは、行財政改革を進めていく上で、納得性（説明責任）を高める上でも重要であり、効果的なPR方法等を検討していく。
- ・民営化等のその後のサービス内容の検証は、モニタリング強化を実施し、経年で確認していくよう努めていく。
- ・小学校給食調理業務委託では、アレルギー対応など新たな課題に対応するため、職種任用替えを実施するなどして委託化を推進していく。
- ・公立保育園の民営化については、待機児の解消（84人【26年4月1日現在】）、保育サービスの拡充などの子育て支援の必要性、施設の老朽化、保育士の退職状況等を総合的にみて、時期を逸することなく進めていく。（【待機児解消等に向けた公立みなみ保育園の民営化】参照）

[他市の状況]

- ・他市では、行政サービスの拡充、効率的な行政運営等を目的に、あらゆるメニューからよりマッチした形態で民営化等を推進するため、専門的な視点から検討等する組織（庁内組織、外部委員を加えた組織など）を立ち上げて進めているケースが見られます。

【待機児解消等に向けた公立みなみ保育園の民営化】

(概要)

市では、多くの待機児童が生じている状況にあつて、在籍園児にも配慮しながら、公立保育園の民営化によって行政コストの削減を図り、この節約できた財源を基に受け入れ児童を増やし、延長保育、一時保育などの多種多様な保育ニーズに応えていくこととして、公立保育園の民営化を推進してきました。

平成26年3月末をもって、南町都営住宅の建替えに伴い公立みなみ保育園を廃園し、新たに同年4月より民設民営保育園である「わらべみなみ保育園」を開園し、待機児の解消に向けた定員拡大、多種多様な保育サービスの充実を図るなど、市民サービスの向上に努めてきています。

(効果)

○市民サービスの充実

- ・待機児解消 **定員41名の拡大**
(90名 → 131名、特に待機児の多い0歳から2歳を28名増)
- ・延長保育 **20時まで延長保育を実現**
- ・産明け保育 **生後57日目からの保育の受け入れ**
- ・一時保育 **5名定員で一時保育を実現**

○経費的効果

一人当たり市費負担額（年額）	公立保育所	1,226,676円
	私立保育所	596,640円
効果額（理論値）	1,226,676円×90名 =	110,400,840円
	596,640円×131名 =	78,159,840円
	差引 =	32,241,000円

[資料等]

人件費削減額及び物件費増加額について (参考資料)

【表(14)】

1 人件費削減額

5年間の人件費の予測(全会計) < 25年度改定後 > (単位: 千円) 【出典: 東久留米市第4期定員管理計画(平成25年度改定版)】

区分	22年度 (決算額)	23年度 (決算額)	24年度 (決算額)	25年度 (決算額)	26年度	27年度	22~27年の 変化(5年間)
人件費	5,604,488	5,346,052	4,838,636	4,943,063	4,689,667	4,670,043	▲934,445

2 物件費増加額等

(1) 指定管理者

指定管理料(単位: 千円)

【出典: 平成25年度指定管理者モニタリングシート】

施設名	22年度	23年度	24年度
子どもセンターひばり	42,470	41,478	41,478
けやき児童館		32,018	32,018
滝山児童館		28,096	28,096
スポーツセンター	120,428	118,870	117,367
生涯学習センター	85,820	83,291	83,291
合計	248,718	303,753	302,250

利用人(件)数(単位: 人)

【出典: 子育て支援課・平成25年度指定管理者モニタリングシート】

22年度	23年度	24年度	備考
43,826	35,674	36,469	サービス拡充(開館時間の延長(平日・土21時、日・祝日18時まで)、指定管理者による新事業実施など) 18年度より指定管理者
30,871	50,669	43,168	サービス拡充(開館時間の延長(平日・土19時、日・祝日18時まで)、指定管理者による新事業実施など) 23年度より指定管理者
20,109	29,555	29,559	サービス拡充(開館時間の延長(平日・土19時、日・祝日18時まで)、指定管理者による新事業実施など) 23年度より指定管理者
371,398	373,392	445,663	効果額: 35,309千円、サービス拡充(開館時間の延長(平日23時、土・日・祝日21時30分まで)、指定管理者による新事業実施など) 18年度より指定管理者
152,095	149,968	163,875	効果額: 16,900千円、サービス拡充(開館時間の延長(22時まで)、指定管理者による新事業実施など) 22年度より指定管理者

*参考 利用人(件)数(単位: 人)

【出典: 統計東久留米】

施設名	17年度	18年度	19年度	備考
スポーツセンター	10,637	30,167	53,823	18年度より指定管理者

施設名	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
生涯学習センター(ホール事業)	1,009	254	1,959	3,940	21年度は大規模改修による 22年度より指定管理者

(2) 民間委託等

① 小学校給食調理(単位: 円)

【出典: 学務課】

導入前(H20)	導入後(H25決算額)	差引	備考
381,172,794	346,843,631	▲34,329,163	決算総体での比較。4校実施済み、2校閉校関係含む。

② 保育園民営化等(単位: 円)

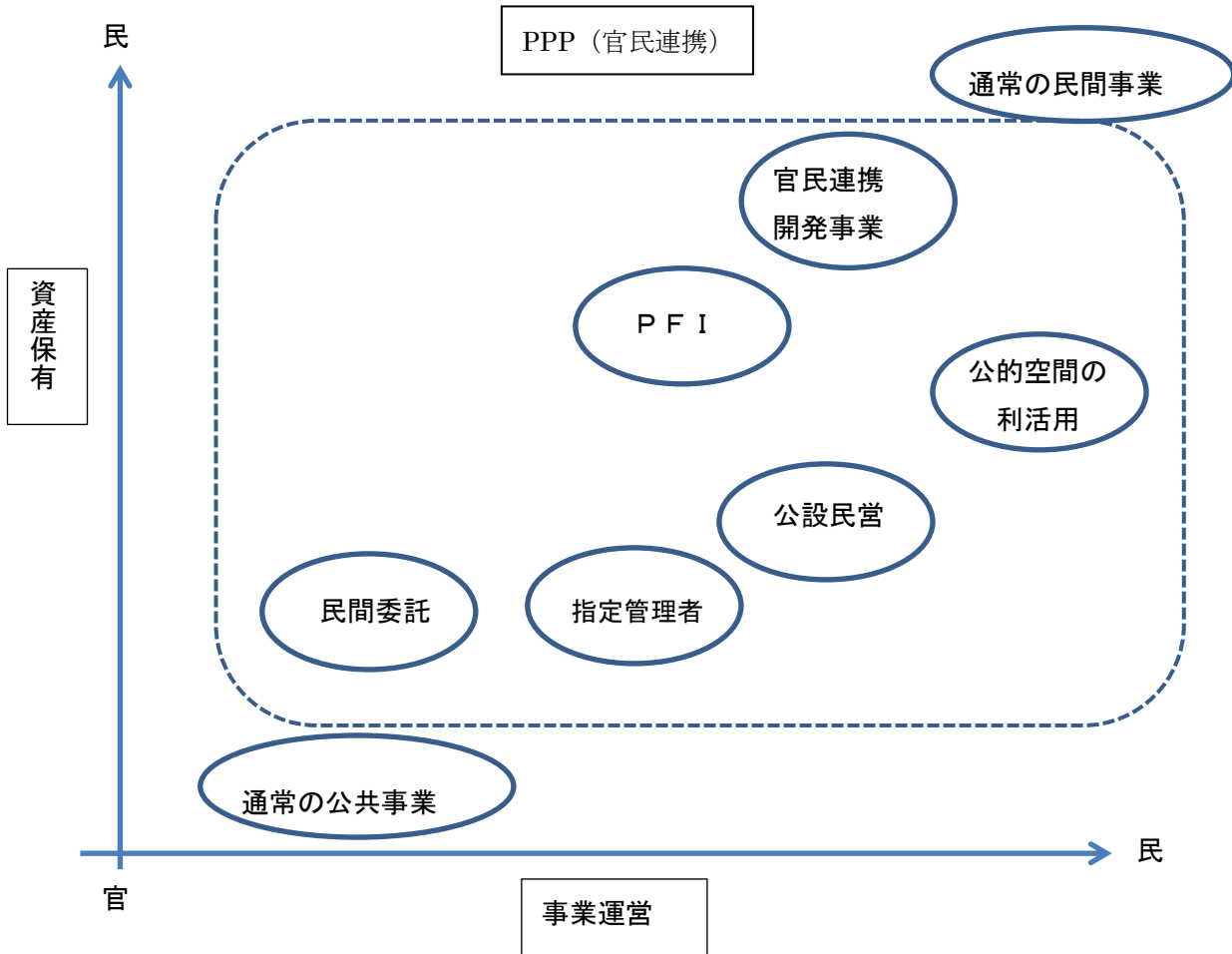
【出典: 保育課】

公立みなみ保育園	民営化みなみ保育園	差引	備考
110,400,840	78,159,840	▲32,241,000	論理値比較(決算見込み)、定員拡大(90名→131名)、延長保育(20時まで)、産明保育(生後57日から)、一時保育(5名)

③ 図書館地区館

【出典: 統計東久留米】

施設名	登録者・貸出数別	平成23年	平成24年	平成25年	備考
滝山図書館	登録者数(人)	7,174	7,170	8,779	25年度より指定管理者 左記数値は年の数値
	貸出総数(冊)	185,752	177,150	184,501	
ひばりが丘図書館	登録者数(人)	5,119	5,186	5,870	
	貸出総数(冊)	122,446	117,919	120,409	
東部図書館	登録者数(人)	7,870	7,967	8,269	
	貸出総数(冊)	211,447	203,710	200,159	



* 参考：国土交通省総合政策局資料

「民間活力の導入」(整理)

【表(16)】

分類		運営手法内容	当市での例	メリット及びデメリット(主なもの)
民間委託	一部委託	市が行政運営を進める上で必要な監督権を留保したまま、その業務の処理を契約に基づいて民間事業者等に委託するもの	給食調理、各種ごみ収集運搬業務等	【メリット】 ・経済的効果、サービス向上 ・専門的な業務に関する豊富なノウハウを持つ事業者が担当する 【デメリット】 ・自治体から業務ノウハウが消失する危険性がある
	全部委託			
指定管理者		「公の施設」の設置の目的を効果的、効率的に達成するために行う管理運営に係る一切の作用について、議会の議決により指定した法人等の責任において代行させるもの	スポーツセンター、生涯学習センター、地域図書館、地域児童館等	【メリット】 ・管理経費削減に効果がある可能性 ・民間のノウハウを活用した運営が可能となる 【デメリット】 ・自治体から業務ノウハウが消失する危険性がある
PFI		公共の施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、ノウハウを導入することで市が直接実施するよりも効率的かつ効果的な施設整備や公共サービスの提供等を行うもの	無	【メリット】 ・市民に対して、安くて質の良い公共サービスが提供される ・公共サービスの提供における行政の関わり方が改善される ・民間の事業機会を新たに創り、経済の活性化に貢献する 【デメリット】 ・民間に幅広い業務を任せることになるので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して、管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性がある ・業務を任せ企業を選ぶ際には、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価しなければならないため、これまでと比べて事前の手続きに要する業務が増え、時間も必要となる
公設民営		公が施設を設置し、その運営を民間の企業・団体に代行させるもの	滝山保育園、ひばり保育園、上の原さくら保育園	【メリット】 ・民間事業者のノウハウを活用し、サービスの質が上がり、コストが下がる可能性がある ・利用料金制による利用促進で収入増加(経費削減)も期待できる 【デメリット】 ・自治体から業務ノウハウが消失する危険性がある
官民連携開発事業		公と民が一緒に事にあたるもの。例：海外事業の推進、先端技術開発、災害復興活動	無	整備、管理運営主体が官民の場合 【メリット】 ・一体的整備・運営によりコスト削減 【デメリット】 ・民間のノウハウが設計、建設、運営に活用しにくい
公的空間の利用		個人に属さない公(おおやけ)の空間を利用するもの。例：公共の広場、公開空地、学校、駅、病院、図書館、劇場、街路等にある人が集えるスペースなど	無	【メリット】 ・施設利用料増 ・新たなまちづくりの拠点 【デメリット】 ・議会や住民との合意形成がとれない ・行政内部の合意形成がとれない ・活用アイデアの不足
通常の民間事業	民営化(民設民営)	民が施設を設置し、その運営も民(企業等)が行うもの	わらべみなみ保育園	【メリット】 ・民間の独自のノウハウが発揮され、よりサービスの充実・向上、経費削減が期待できる。 【デメリット】 ・民間事業者であるため、地域との連携が薄れるのではないかと ・民間であると意見や提言などが言いにくくなるのではないかと不安がある

(6) 補助金等の適正化

[東久留米市の現状等]

補助金については、長期にわたって見直しがされず、社会情勢の変化や市民ニーズとかけ離れて交付されているケースがあり、市では、第4次行財政改革アクションプランに「補助金等の適正化」を掲げ、平成25年度は14補助金、平成26年度は4補助金について適正化の方向性を示してきました。

また、子ども・子育て支援新制度の導入に伴う補助制度については、施設型給付に移行する私立幼稚園への補助について動きも出ており、この変化について調査、研究等が必要となってきました。

[これからの方向性]

これまで、個別に検討会を設け、共通業務運用指針に照らし、補助金の対象事業の性格等にも踏み込んで補助金等適正化を進めてきていますが、常に、透明性、公平性、公益性等が求められているものであり、継続して、補助事業としての効果、実績等を検証しながら見直しが必要とされています。この方向性を下記のとおり示します。

- ・補助金等は、事務事業評価表において個々の補助金を個別に評価対象とし、毎年度、評価を行っていく。
- ・補助金等適正化に際しては、補助金等適正化検討会での報告書のとおり行政補完的補助金と政策的補助金とに整理をした上で、共通業務運用指針に示された考え方にに基づき、行政評価の中で検証、見直し等を行い、併せて、行政補完的補助金については、モニタリングの取り組みを構築し評価していく。(表(17))
- ・共通業務運用指針における補助金等適正化の考え方にに基づき、補助金等適正化に外部評価を活用していく。
- ・国、東京都等の特別財源を伴う市から交付している補助金等は、国、都等の動向等も踏まえながら、補助金が削減又は廃止された場合の対応を検討しておく。

1 補助金等適正化検討会報告書(抜粋)

(平成26年7月24日)

ア 基本的考え方の検討等

- ・委託化及び委託的要素のある補助金とそれ以外の補助金とに区分する
- ・委託化及び委託的要素のある補助金について、所管課にて委託化して支払うことができる補助金については、今後、団体等への説明を経て翌年度予算に反映させていく
- その他は、今後、委託的要素という視点で評価する仕組み等を事務局にて検討し、実施していく
- ・委託化及び委託的要素のない補助金は、政策的要素の補助金として共通業務運用指針に沿って適正化の方向性をまとめ、今後、団体等への説明を経て翌年度予算に反映させていく
- その際、所管課で適正化に向けて検討している、又は検討を予定している補助金については、所管課の意向に沿って対応していく

イ 基本的考え方による適正化の整理

基本的考え方を、次の表のとおり整理して示す。

区分	委託化及び委託的要素(行政補完的な役割)のある補助金	政策的要素の補助金
委託的要素等による整理	<ul style="list-style-type: none"> ・委託化補助金 → 所管課において、翌年度予算への反映に向けて検討していく ⇒ 適正化対象外補助金 	共通業務運用指針等に沿って、翌年度予算への反映に向けて検討していく
/	<ul style="list-style-type: none"> ・委託的要素のある補助金 → 委託的要素の視点で評価する仕組み等を検討していく ⇒ 適正化対象外補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通業務運用指針による ・平成24年度以後に設置したもの ・過去3年以内(H23~25)に見直しをしたもの ・国、都等の制度によるもの ⇒ 適正化対象外補助金
共通業務運用指針等により整理		<ul style="list-style-type: none"> ・所管課で適正化に向けて検討している、又は検討を予定しているもの ⇒ 適正化対象外補助金 ・該当しないもの ⇒ <u>適正化対象補助金</u>

5 社会資本の効率的整備（公共施設の集約的整備・維持管理の効率化）

※ここでは、床面積を伴う公共施設（建物）としています。従って、市道、河川、下水道等のインフラストラクチャーは含まないこととします。

[東久留米市の現状等]

市では、昭和45年の市制施行以後、東久留米市は急速な人口増加に伴って都市化が進み、昭和40年代から昭和50年代には、学校施設を中心に集中して公共施設が整備されました。その後も、平成8年度の市役所本庁舎の建設、平成11年度の東久留米市スポーツセンターの建設等、大規模な公共施設整備を行ってきました。その総床面積は19万㎡にも及びます。

一方、今後の人口構造は、高齢化率の進行とともに担税世代の減少が予測されており、今後、多くの施設が維持更新時期を迎えるに当たり財政負担の平準化等を図りながら対策を講じていく必要があります。国からも公共施設等総合管理計画の整備、策定の方向が示される中で、市として公共施設マネジメントの取り組みを進めていきます。特に、公共施設の維持、更新等に関しては、将来的にも多額の投資が必要となることから、財政健全経営に向けた議論に加えて検討が必要です。

[これからの方向性]

多くの公共施設の老朽化への対応が課題となっており、厳しい財政状況の中で、財政健全経営に向けて行財政改革の視点からも検討を加えていくことが求められています。この方向性を下記のとおり示します。

- ・有効活用が可能な公共施設については、最大限活用を図り、有効活用の可能性が低いもの又はできないようなものについては廃止等も検討していく。有効活用が可能な公共施設については、民間活力又は地域等の力も借りて施設の維持管理をしていくことも模索し、サービス拡大、歳出抑制等のために民間活力を効果的に導入していくことを検討していく。
- ・公共施設マネジメントの根本的な考え方としては、複合化・多機能化、維持管理、必要・不必要な施設の整理、必要な施設についても着手の優先順位基準の設定が重要であり、優先順位設定後は、当該施設の改修等のための基金積立て等を計画的に図っていく。
- ・検討会議からの答申を受けて、以下の具体的な方策などについて、今後、調査、研究していく。
 - a) 公共施設の利用状況をしっかり見極めた上で、特定の住民が利用するコミュニティ施設があれば、建物メンテナンス費用も含め自主運営に委ねることも考えられ、自主運営ができない、また、意思がないのであれば廃止することも視野に入れて検討していく。
 - b) 自転車等駐車場は、長期に利用していく観点からできる限り市で確保していくことに努め、将来的な所有権移転に向けて基金等を積み立てていくことを検討していく。その際には、料金体系の見直しも含めて検討等をしていく。また、自転車等駐車場を建物として整備していく場合にあっては、人口構成の変動等に応じて用途転用しやすいようなフレキシブルな構造設計ができないか検討に加えていく。
 - c) 公共施設マネジメントの際は、既存施設の部屋等を整理するなどを行い、使用可能なスペースを確保することや、市は核となるのが東部、南部、西部であり利用駅も異なるので、高齢化が進行した場合も視野に入れて、公共施設の配置を検討していく。
 - d) 公共施設の統合、廃止、転用等の際は、利用者、非利用者のヒアリング等意見を聞きながら進めていく。

6 地域活力の向上

(1) 新たな企業等誘導（上の原地区）

[東久留米市の現状等]

自主財源の確保が課題となる中で、地域の活性化、雇用の拡大などを目的に、各地方自治体では企業等誘導の取り組みが見られます。また、企業の立地促進に向けて、規制緩和、金融上の支援や、税制の優遇措置など特色ある様々な施策を打ち出しています。

上の原地区については、UR都市機構が所有する東久留米団地の建替え、国家公務員宿舎の廃止を契機に、その余剰地を活用し、まちのにぎわい、まちの活性化、安定した税収確保等の視点から、新たな企業等誘導に取り組んでいます。平成26年7月に、土地所有者との調整を経て、上の原地区土地利用構想が取りまとめられたことを受けて、現在、この土地利用構想に基づき検討等を重ね、実現に向けて取り組んでいます。

[これからの方向性]

行政サービスの充実に充てるための財源確保が大きな課題となる中で、まちの活性化、安定した税収確保等の視点からの企業等誘導に関して、この方向性を下記のとおり示します。

- ・企業等の誘導は、財政基盤が脆弱な本市にあって税収等の確保が期待でき、また、地域活性化を図る上でも重要な取り組みであるので、土地所有者の協力等を得ながら、将来像を明確にして取り組んでいく。
- ・検討会議からの答申を受けて、エリアマネジメントなどの方策も調査、研究していく。

(2) 地元産業の安定化や活力の向上等

[東久留米市の現状等]

本市のこれまでの地域産業の活性化への取り組みは、地域産業推進協議会を中心に具体的事業の推進に取り組んできました。

具体的に、農業担当では、うどん乾麺事業、野菜直売所マップ作成事業、東久留米産農産物等の販売事業、地場産野菜料理コンテスト事業、市特産品PRマップ「東久留米大好きっ！」の作成事業を実施してきました。商工担当では、湧水の妖精るめちゃんの活用事業、ご当地グルメフェスティバルINくるめ事業、東久留米つながり・活力まちづくり事業、街バル東久留米事業を実施してきました。観光推進担当では、東久留米七福神めぐり事業、観光シンポジウム事業、ダイヤモンド富士事業を実施してきました。

こうした中で、市は、商工会、金融機関とともに、平成26年10月に市内経済の大部分を支える小規模事業者の活性化、新たな産業の誘導や起業支援を目的に、市・商工会・金融機関及び事業者を支援する関係支援機関による「東久留米市地域産業振興懇談会」を立ち上げました。

今後は、「東久留米市地域産業推進協議会」と連携し、地域密着型の産業振興策に加え、産業競争力強化法、小規模企業基本法、小規模支援法に基づいた、「産・学・官・金の連携による企業支援」、「小規模企

業の活性化」、「市・商工会・金融機関の連携体制の確立」に向けた検討を行い、市内経済の循環・再生に向けた取り組みを推進していくとしています。

[これからの方向性]

厳しい財政状況にあつて、地域産業の振興、まちの活性化に向けて、これまでも農業、商工の関係者と連携して様々、取り組んできていますが、さらなる地域活力の向上を図るために、この方向性を下記のとおり示します。

- ・地域活性化に向けては、国の成長戦略に伴い様々な支援制度等が整備されており、地域経済のイノベーション、地方税収の増加等も期待されている。また、平成 26 年 11 月 28 日に公布された「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨も考慮しながら、自主・自立した市政運営が図られるように努めていく。
- ・検討会議の答申を受けて、以下の具体的な方策などについて、今後、調査、研究していく。

(地元産業の安定化や活力の向上)

- ・農業活性化のためにも、市場に流通しない規格適合外の農産物の利活用等を含め農産物の販路拡大、消費拡大のための方策を検討していく。
- ・市内外の人々をひきつけて、地元での積極的な消費活動及び生産活動につながるような施策展開を検討していく。

(地域事業の発掘)

- ・農業の第 6 次産業化を推進し、地元産業の活性化につなげていくことを検討する。その推進に当たっては、加工から販売までを含めて企業等の誘致も考えられる。市として、サポートできる手段等を検討していく。
- ・地産地消農業の活性化が必要であると考えられるため、市内の学校等と協力する等さまざまな活性化に向けた取り組みを検討していく。

(魅力ある新たな産業の育成、支援)

- ・現在は、インターネット環境等の普及により場所を問わず仕事ができる環境があるため、起業家を市内へ誘導していくことを検討していく。その際には、資金調達に係る相談及び情報提供体制、公共施設の空きスペース活用など起業しやすい環境構築に向け、市としてどのようにフォローアップすることができるかを検討していく。また、ソーシャルアントレプレヌールという考え方もあり、起業支援していくことも検討していく。
- ・併せて、市内で起業し事業規模を拡大した後においても、市内で事業活動を継続していくための環境整備を検討していく。
- ・市の活性化における企業等の進出には、市のイメージアップが大切であり、それを図り、情報発信していくことも検討する。

※ソーシャルアントレプレヌールとは、社会に貢献する分野において労働者がノンプロフィットであるが、労働対価を得ながら仕事として成立させる起業をいう。

7 総括 ～ 計画推進に当たって ～

[基本方針の取りまとめ]

市では、少子高齢化の進行から扶助費等の社会保障関係経費が増加し、これに充てるための財源確保が課題となる中で、脆弱な税収構造にあって急激に歳入が増える要因も見当たりません。少子化対策、高齢者対策に加えて、老朽化した公共施設の維持、管理の課題もあります。

また、成熟社会を迎え、人口も減少傾向の中で高齢化率が上昇し、生産年齢人口の割合が大幅に減っていくことが予測されています。

多くの行政課題を抱え、支え手である生産年齢人口が減り歳入も減少すると予測される中で、市では財政身の丈にあった財政運営に努め、基礎自治体としての責任を果たしつつ、将来のまちづくりを見据えた市政運営に努めていく必要があります。こうした考えのもと、自治体としての経営目標を示し、財政規律の視点をもって、第4次行財政改革基本方針及び同アクションプランの次期計画として「財政健全経営計画」を策定するものであり、この計画を踏まえ、社会情勢の変化や行政ニーズを的確に捉え民間の活力も活用しながら、常に歳入と歳出構造を見直し、改革、改善を図るべく不断の行財政改革に取り組んでいきます。

本計画の策定に当たっては、まず行財政改革を推進するための「財政健全経営に係る基本的考え方」に関して、学識者及び公募市民委員等による財政健全経営検討会議でご議論いただき、答申をいただくとともに、この答申を公表し、市民意見交換会ではご意見等もいただきました。

こうした経緯等を経て、将来に向けて取り組むべき方向性を示す「財政健全経営に関する基本方針」として取りまとめています。

[計画の推進]

「財政健全経営に関する基本方針」を受けて実行プランを策定し、このプランを推進していくためには、行政の担い手であり、行財政改革の推進主体である市職員の育成は不可欠です。

この基本方針では、財政身の丈の市政運営のもとさらなる行財政改革を推進していくため、行財政改革のツールとして行政評価制度を再構築するとともに、行財政改革の推進主体である職員の育成を掲げています。その上で、行政財政改革を推進する視点として、給与や定員管理の適正化、市税等の確保、受益者負担の適正化、行政サービスの適正化や民間活力の導入などの取り組みを示し、一方で、公共施設の老朽化対策（社会資本の効率的整備）や安定した税収確保、地域活性化に向けた地域活力の向上に取り組んでいくとして整理しています。

また、具体的に一步踏み込んで、これまでの行財政改革アクションプランで掲げている改革、改善に向けた取り組みを挙げて、その成果も示しています。今後の改革、改善に役立てていくとともに、市民の説得性、納得性にも配慮して取りまとめています。

改革・改善は待ったなしです。今後の実行プランの策定に向けては、この基本方針を受けて、積極的に改革、改善につながる行動計画を示し、その実現に向けて、鋭意、取り組んでいきます。

26 東久企行発第 14 号

平成 26 年 5 月 27 日

財政健全経営検討会議

委員長 殿

東久留米市長 並 木 克 巳

諮 問 書

東久留米市を「夢と希望の持てる元気なまち」にしていく、そのためには財政の建て直しが重要であり、その根底にあるのは「未来への責任」である。

この「未来への責任」を果たすため、平成 28 年度から 5 ケ年を計画期間とする財政健全経営計画を策定していく。この計画の策定にあたり、東久留米市財政健全経営検討会議設置要綱第 2 に基づき、基本的考え方にかかる下記事項について意見等を求める。

なお、答申は、平成 26 年 11 月末日までにご提出くださるよう申し添える。

記

- 1 自治体としての経営目標
- 2 財政規律の保持
- 3 財政身の丈の市政運営
 - (1) 行政評価手法の強化促進
 - (2) 歳入の確保
 - (3) 歳出の抑制
- 4 社会資本の効率的整備
- 5 地域活力の向上

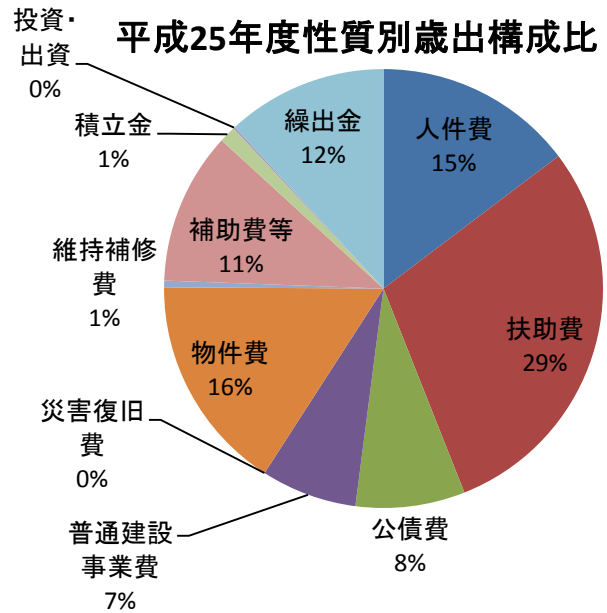
【別表2】

【出典：財政健全経営検討会議基礎資料その2】

(2) 性質別歳出

(単位:千円・%)

義務的経費	区分	決算額	構成比
19,408,642	人件費	5,477,775	14.7
	扶助費	10,925,776	29.3
	公債費	3,005,091	8.1
投資的経費	普通建設事業費	2,634,731	7.1
	災害復旧費	0	0.0
その他の経費	物件費	5,956,082	16.0
	維持補修費	184,056	0.5
	補助費等	4,183,154	11.2
	積立金	454,219	1.2
	投資・出資	54,430	0.1
	繰出金	4,414,089	11.8
37,289,403	総額	37,289,403	100.0



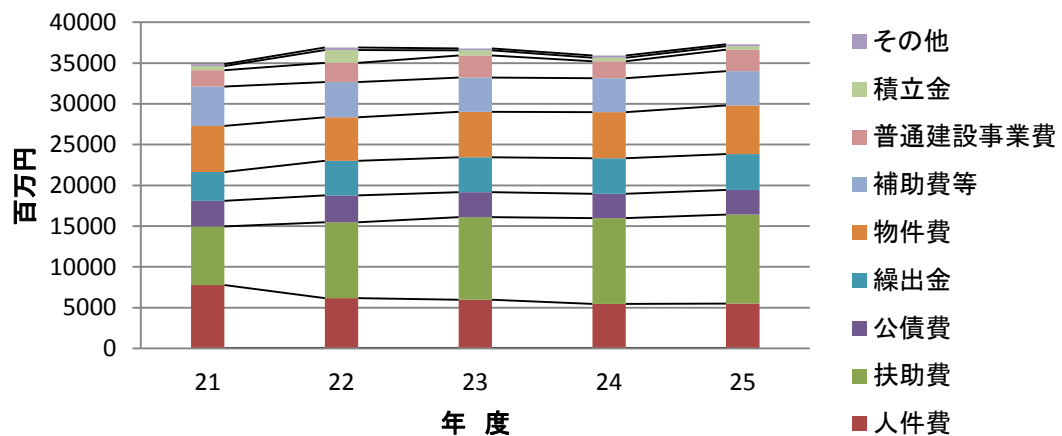
25決算で扶助費、物件費、人件費の順で歳出の6割を占める。
 5か年の推移の傾向 増加傾向 扶助費・物件費等 社会経済情勢の変化
 漸減傾向 人件費・公債費 行財政改革の成果

性質別歳出決算額の推移

(単位:百万円)

区分	21	22	23	24	25
人件費	7,755	6,145	5,935	5,437	5,478
扶助費	7,179	9,303	10,147	10,532	10,926
公債費	3,138	3,290	3,070	2,968	3,005
繰出金	3,558	4,242	4,250	4,367	4,414
物件費	5,642	5,334	5,601	5,660	5,956
補助費等	4,805	4,326	4,196	4,139	4,183
普通建設事業費	2,038	2,360	2,707	2,087	2,635
積立金	477	1,588	626	446	454
その他	233	283	250	281	238
合計	34,825	36,871	36,782	35,917	37,289

過去5か年の性質別歳出決算額の推移



5. 年齢（3区分）別人口

平成26年1月1日

市 別	人口総数	年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		老年人口（65歳以上）		年齢不詳者
		総 数	構成比（%）	総 数	構成比（%）	総 数	構成比（%）	
総 数	4,099,405	526,446	12.8	2,649,596	64.6	923,361	22.5	2
八王子市	563,482	71,397	12.7	361,370	64.1	130,715	23.2	-
立川市	178,194	22,456	12.6	116,047	65.1	39,691	22.3	-
武蔵野市	140,527	15,708	11.2	95,016	67.6	29,803	21.2	-
三鷹市	180,194	22,063	12.2	120,933	67.1	37,198	20.6	-
青梅市	137,833	16,834	12.2	86,761	62.9	34,237	24.8	1
府中市	253,288	34,787	13.7	168,034	66.3	50,467	19.9	-
昭島市	112,905	14,474	12.8	72,542	64.3	25,889	22.9	-
調布市	223,691	28,164	12.6	149,971	67.0	45,556	20.4	-
町田市	426,222	58,025	13.6	266,715	62.6	101,481	23.8	1
小金井市	117,001	14,100	12.1	79,620	68.1	23,281	19.9	-
小平市	186,339	24,366	13.1	121,707	65.3	40,266	21.6	-
日野市	179,571	23,749	13.2	114,578	63.8	41,244	23.0	-
東村山市	152,088	19,530	12.8	95,987	63.1	36,571	24.0	-
国分寺市	118,697	14,541	12.3	79,521	67.0	24,635	20.8	-
国立市	74,385	8,842	11.9	49,953	67.2	15,590	21.0	-
福生市	58,821	6,654	11.3	38,864	66.1	13,303	22.6	-
狛江市	77,923	8,796	11.3	50,965	65.4	18,162	23.3	-
東大和市	85,297	11,721	13.7	53,186	62.4	20,390	23.9	-
清瀬市	74,216	9,597	12.9	45,379	61.1	19,240	25.9	-
東久留米市	116,417	14,645	12.6	72,157	62.0	29,615	25.4	-
武蔵村山市	72,169	10,881	15.1	44,801	62.1	16,487	22.8	-
多摩市	147,681	17,981	12.2	94,133	63.7	35,567	24.1	-
稲城市	86,169	13,407	15.6	56,541	65.6	16,221	18.8	-
羽村市	56,837	7,704	13.6	36,608	64.4	12,525	22.0	-
あきる野市	81,912	11,204	13.7	49,406	60.3	21,302	26.0	-
西東京市	197,546	24,820	12.6	128,801	65.2	43,925	22.2	-

資料：「住民基本台帳」

- (注) 1. 年齢不詳者（青梅市1、町田市1）は総数に含まれているが年齢別には含んでいない。
2. 構成比は小数点以下第2位で四捨五入のため100%にならない場合もある。

V.財政指標

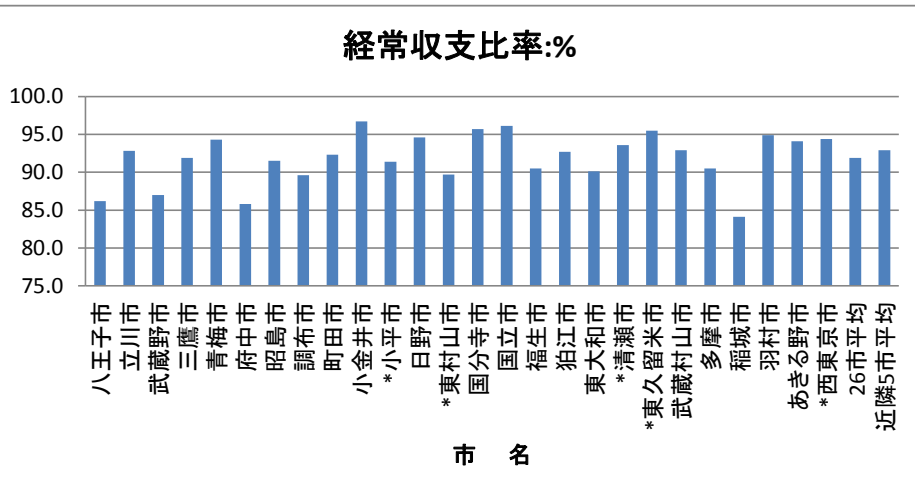
1 経常収支比率

(単位:%)

【別表4】

【出典：財政健全経営検討会議基礎資料その2】

区 分	経常収支比率
八王子市	86.2
立川市	92.8
武蔵野市	87.0
三鷹市	91.9
青梅市	94.3
府中市	85.8
昭島市	91.5
調布市	89.6
町田市	92.3
小金井市	96.7
*小平市	91.4
日野市	94.6
*東村山市	89.7
国分寺市	95.7
国立市	96.1
福生市	90.5
狛江市	92.7
東大和市	90.1
*清瀬市	93.6
*東久留米市	95.5
武蔵村山市	92.9
多摩市	90.5
稲城市	84.1
羽村市	94.9
あきる野市	94.1
*西東京市	94.4
26市平均	91.9
近隣5市平均	92.9
本市順位	23(昇順)



財政構造の弾力性を示す指標で、経常的な収入のうち人件費や公債費などの経常的な支払いにどのくらい使ったかを示した数値。

この数値が高いと、市の独自判断での市民サービスを行うことが不可能となり、ゆとりある財政運営ができないということになる。

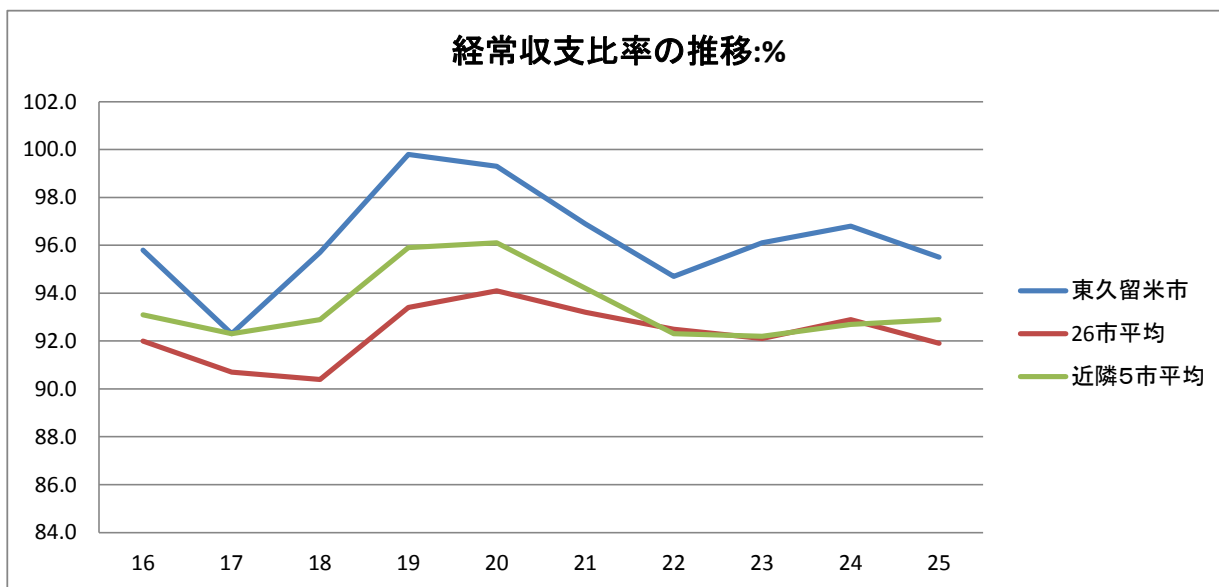
25決算で95.5%、26市中23番目。24決算値を1.3%改善したとはいえ、26市平均、近隣5市平均を共に上回り、決して楽観視できない状況にある。一般的には、「80%を超えると弾力性を失いつつある」といわれており、この比率の改善には市税をはじめとした新たな自主財源の確保や抜本的な経常的支出の見直しが求められる。

この経常収支比率は団体比較の重要な財政指標の一つに変わりはないが、一方では1,719団体の市町村のうち、30.0%となる515団体が90.0%以上であることや26市の平均も91.9%でかつ26市すべての団体が80.0%を超えている現状から、従来の視点だけでの財政運営の判断が難しい指標になりつつある。

※ 過去10か年の経常収支比率の推移

(単位:%)

区 分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
東久留米市	95.8	92.3	95.7	99.8	99.3	96.9	94.7	96.1	96.8	95.5
26市平均	92.0	90.7	90.4	93.4	94.1	93.2	92.5	92.1	92.9	91.9
近隣5市平均	93.1	92.3	92.9	95.9	96.1	94.2	92.3	92.2	92.7	92.9



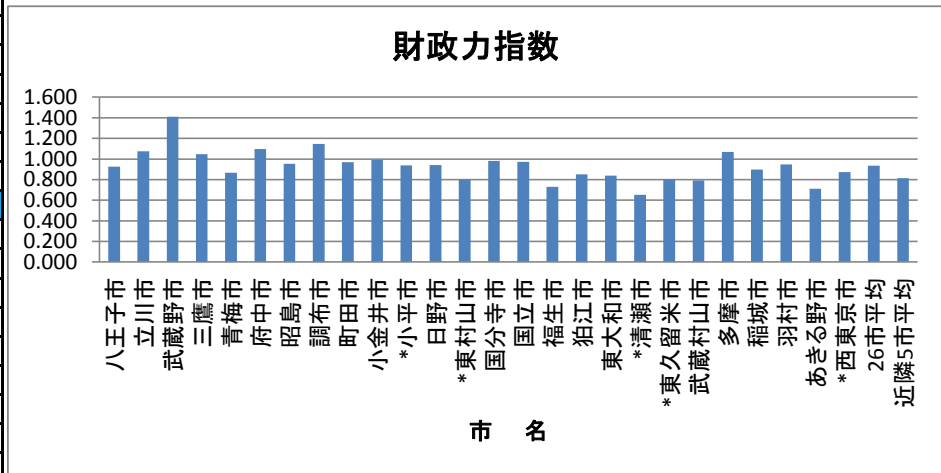
【別表5】

2 財政力指数

【出典：財政健全経営検討会議基礎資料その2】

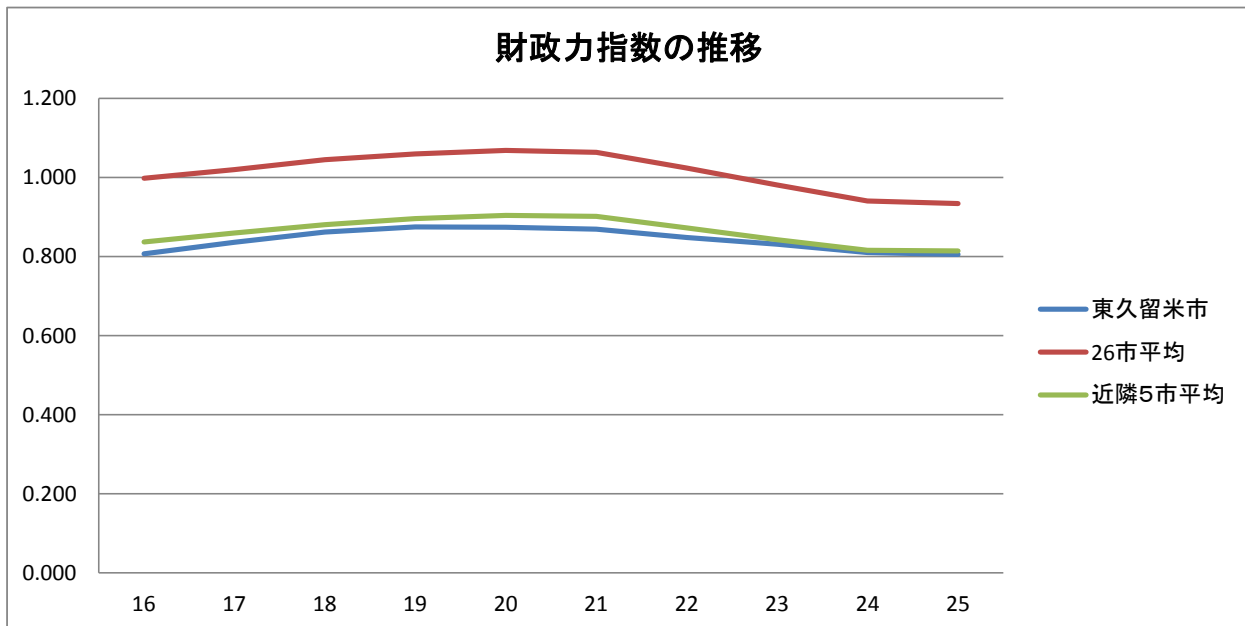
区 分	財政力指数
八王子市	0.924
立川市	1.074
武蔵野市	1.410
三鷹市	1.048
青梅市	0.868
府中市	1.097
昭島市	0.952
調布市	1.147
町田市	0.969
小金井市	0.990
*小平市	0.938
日野市	0.942
*東村山市	0.801
国分寺市	0.981
国立市	0.971
福生市	0.729
狛江市	0.851
東大和市	0.838
*清瀬市	0.653
*東久留米市	0.805
武蔵村山市	0.791
多摩市	1.067
稲城市	0.899
羽村市	0.946
あきる野市	0.711
*西東京市	0.872
26市平均	0.934
近隣5市平均	0.814
本市順位	21(降順)

地方公共団体の財政力を示す指標であるが、地方交付税法の規定により、算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られる数値の過去3か年の平均値により表される。
 数値が高いほど標準的な財政運営に必要とされる経費を自治体自身の歳入でまかなえていることになり、単年度数値が「1」を超えた団体は普通交付税が不交付となる。
 25決算で本市は0.805、26市中21番目に低く、24決算値を下回り、26市平均、近隣5市の平均値を双方とも下回っている。
 平成20年度以降、財政力指数は下降を続けており、その背景には扶助費の増加などにより、基本的な財政運営に必要な経費が増加していることと、経済状況の悪化により自治体の収入が減少していることなどが考えられる。



※ 過去10か年の財政力指数の推移

区 分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
東久留米市	0.807	0.836	0.862	0.875	0.874	0.869	0.848	0.831	0.810	0.805
26市平均	0.998	1.020	1.045	1.060	1.069	1.064	1.024	0.981	0.941	0.934
近隣5市平均	0.837	0.860	0.881	0.896	0.904	0.902	0.873	0.843	0.816	0.814



3 公債費負担比率

(単位:%)

【別表6】

【出典:財政健全経営検討会議基礎資料その2】

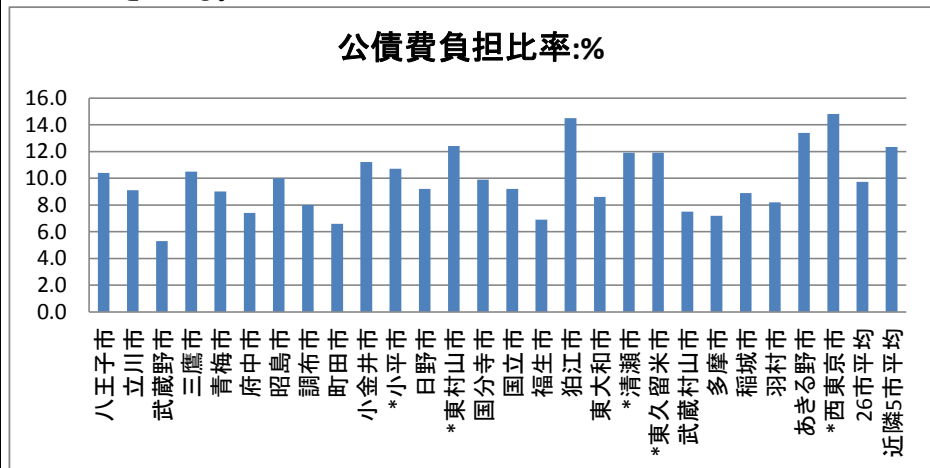
区分	公債費負担比率
八王子市	10.4
立川市	9.1
武蔵野市	5.3
三鷹市	10.5
青梅市	9.0
府中市	7.4
昭島市	10.0
調布市	8.0
町田市	6.6
小金井市	11.2
*小平市	10.7
日野市	9.2
*東村山市	12.4
国分寺市	9.9
国立市	9.2
福生市	6.9
狛江市	14.5
東大和市	8.6
*清瀬市	11.9
*東久留米市	11.9
武蔵村山市	7.5
多摩市	7.2
稲城市	8.9
羽村市	8.2
あきる野市	13.4
*西東京市	14.8
26市平均	9.7
近隣5市平均	12.3
本市順位	21

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を示すものである。

本市は11.9%でここ数年、下降傾向にあるとはいえ26市中5番目に高い。また、26市平均値よりは高いが近隣5市の中では平均値を下回っている。

公債費は義務的経費に属し、割合が増加すると財政構造の硬直化につながることで、将来の住民負担の増加につながるから、その数値には注意を要する。しかし、課題解決のための過大な支出はできないが、住民ニーズの高い課題については、現実問題として取り組まざるを得ない状況も考えられる。従って、中長期的な財源の状況把握や他の歳出状況、プライマリーバランスなどに配慮しながら、計画的に行政運営をしていくことが肝要である。

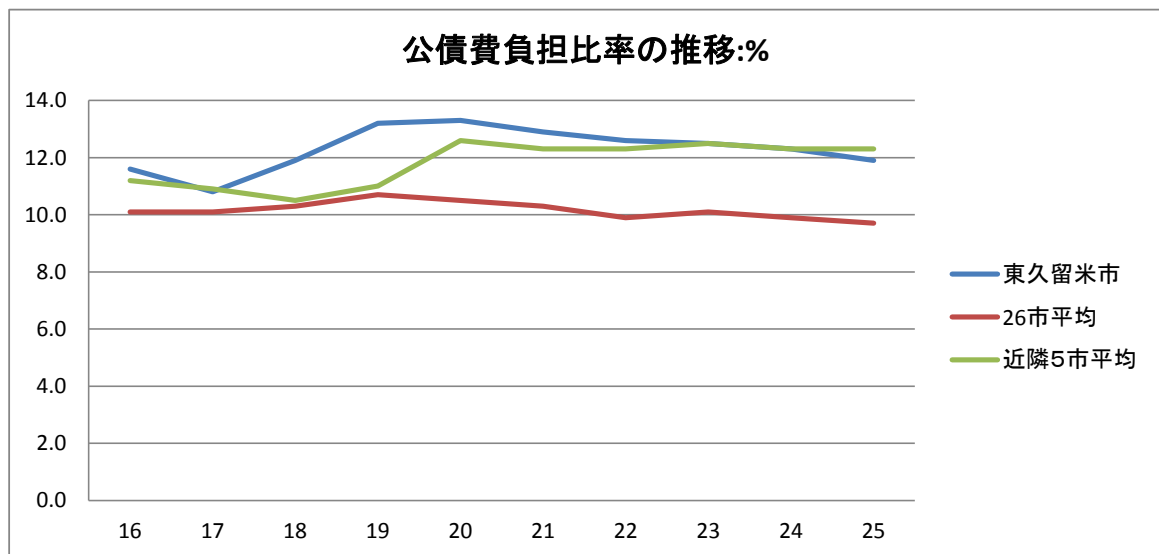
なお、平成18年度から財政健全化法に基づいて、早期健全化基準、財政再生基準を設定し、特別会計を含めた財政健全化判断を実施してきている。



※ 過去10か年の公債費負担比率の推移

(単位:%)

区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
東久留米市	11.6	10.8	11.9	13.2	13.3	12.9	12.6	12.5	12.3	11.9
26市平均	10.1	10.1	10.3	10.7	10.5	10.3	9.9	10.1	9.9	9.7
近隣5市平均	11.2	10.9	10.5	11.0	12.6	12.3	12.3	12.5	12.3	12.3

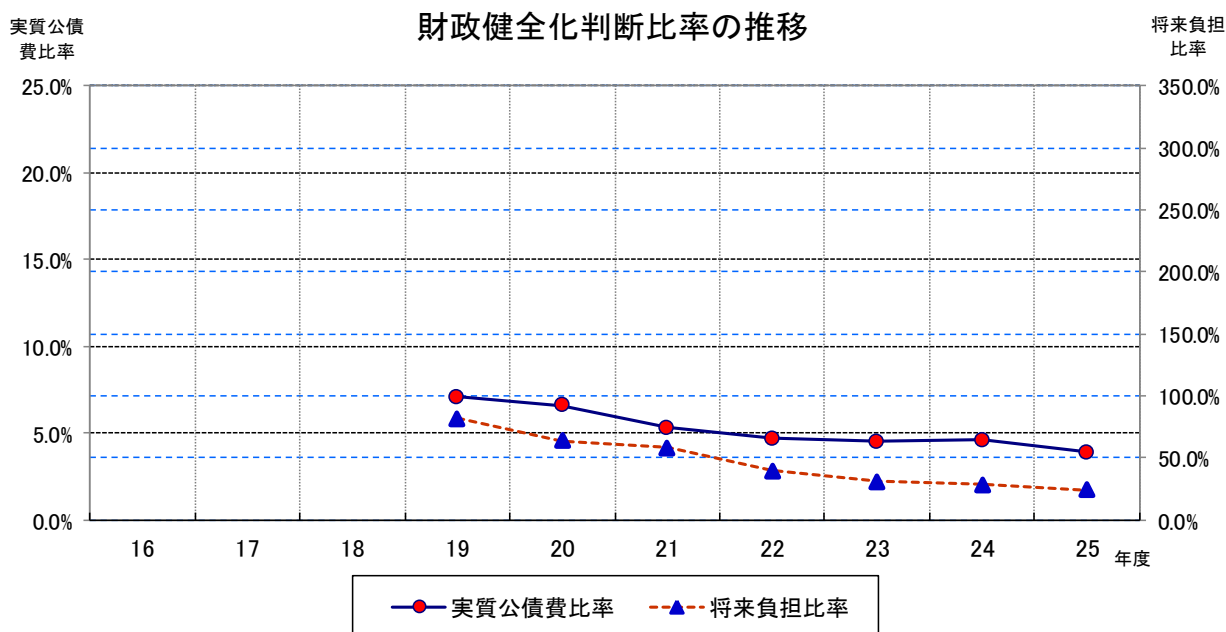


財政健全化判断比率等

【別表7】

【出典：平成25年度決算参考資料】

財政健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
					平成25年度算定比率	—
平成25年度算定比率	—	—	3.9	24.0	平成25年度算定比率	—
早期健全化基準	12.33	17.33	25.0	350.0	経営健全化基準	20.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0			



	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
実質赤字比率				—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率				—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率				7.1%	6.6%	5.3%	4.7%	4.5%	4.6%	3.9%
将来負担比率				82.1%	64.1%	58.3%	39.7%	31.2%	28.8%	24.0%

※ 実質公債費比率は左目盛り。将来負担比率は右目盛り。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。平成25年度は、実質赤字額が無いため、「—(数値なし)」となった。

算定比率 = $-1 \times \text{一般会計等の実質収支} / \text{標準財政規模}$

※ 一般会計等…一般会計及び公営事業会計以外の特別会計との合計(東久留米市は公営事業会計以外の特別会計が無い場合、一般会計のみが対象)

※ 一般会計等の実質収支… 1,260,453千円

※ 標準財政規模… 21,773,325千円

早期健全化基準 = $\{20 + (\text{標準財政規模} + 1,000\text{億円}) / (120 \times \text{標準財政規模}) \times 100\} / 2$

財政再生基準 = 20.00% (固定値)

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。平成25年度は、全ての会計において実質赤字額が無いため、「－(数値なし)」となった。

算定比率 = $-1 \times \text{全会計の実質収支} / \text{標準財政規模}$

※ 全会計の実質収支	1,560,378千円
(内訳) 一般会計等	1,260,453千円
国民健康保険事業会計	236,602千円
後期高齢者医療事業会計	48,922千円
介護保険事業会計	14,401千円
下水道事業特別会計	0千円
※ 標準財政規模	21,773,325千円

早期健全化基準 = 実質赤字比率の早期健全化基準 + 5%
財政再生基準 = 30.00%(固定値)

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、実質的な債務全てにかかる償還額の標準財政規模に対する比率である。平成25年度は、3.9%となり、前年度比0.7ポイント下降した。

算定比率 = $(\text{平成25年度の単年度比率} + \text{平成24年度の単年度比率} + \text{平成23年度の単年度比率}) / 3$

※ 単年度比率 = { (地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) } / { 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) }	
※ 地方債の元利償還金 + 準元利償還金	4,269,097千円
※ 特定財源	1,184,727千円
※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,562,894千円
※ 標準財政規模	21,773,325千円
※ 平成25年度の単年度比率	2.71455 %
※ 平成24年度の単年度比率	4.07028 %
※ 平成23年度の単年度比率	4.91807 %

早期健全化基準 = 25.0%(固定値)
財政再生基準 = 35.0%(固定値)

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。平成25年度は、24.0%となり、前年度比4.8ポイント下降した。

算定比率 = $\{ \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \} / \{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \}$

※ 将来負担額	40,281,958千円
※ 充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	35,652,711千円
※ 標準財政規模	21,773,325千円
※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,562,894千円

早期健全化基準 = 350.0%(固定値)

(5) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。今年度は、資金不足額がないため、資金不足比率は「－(数値なし)」となっている。

算定比率 = $\text{資金の不足額} / \text{事業の規模}$

※ 資金の不足額	0千円
※ 事業の規模	1,799,262千円

経営健全化基準 = 20.0%(固定値)

多摩26市の健全化判断比率（平成25年度決算）

番号	団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (%)	実質公債費比率 順位(昇順)	将来負担比率 (%)	将来負担比率 順位(昇順)
1	八王子市	—	—	0.0	4	11.1	17
2	立川市	—	—	2.4	14	—	1
3	武蔵野市	—	—	▲ 1.4	2	—	2
4	三鷹市	—	—	4.1	21	40.8	22
5	青梅市	—	—	2.2	12	4.3	14
6	府中市	—	—	5.5	25	—	3
7	昭島市	—	—	1.4	11	1.6	13
8	調布市	—	—	2.2	13	8.3	15
9	町田市	—	—	▲ 1.7	1	—	4
10	小金井市	—	—	4.1	22	48.0	24
11	小平市	—	—	2.9	18	—	5
12	日野市	—	—	0.7	8	23.7	20
13	東村山市	—	—	3.8	19	23.4	19
14	国分寺市	—	—	2.7	16	—	6
15	国立市	—	—	0.7	9	—	7
16	福生市	—	—	0.5	7	—	8
17	狛江市	—	—	5.3	24	48.1	25
18	東大和市	—	—	0.3	5	—	9
19	清瀬市	—	—	5.1	23	43.2	23
20	東久留米市	—	—	3.9	20	24.0	21
21	武蔵村山市	—	—	1.0	10	—	10
22	多摩市	—	—	▲ 0.3	3	—	11
23	稲城市	—	—	2.4	15	9.3	16
24	羽村市	—	—	2.7	17	—	12
25	あきる野市	—	—	7.1	26	62.9	26
26	西東京市	—	—	0.4	6	19.9	18
多摩26市平均				2.2		14.2	
近隣市平均				3.2		22.1	

※「将来負担比率」に「—」が記載されている場合、「将来負担比率順位(昇順)」の順番は市制施行順に付番した。

(4) 歳入・歳出の費目別推移

① 歳入の費目別金額の推移

歳入の費目別金額（千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市町村税	17,516,527	17,306,504	17,214,418	16,923,599	16,721,836	16,635,812	16,357,274	16,164,937	16,115,275	15,876,326	15,721,090	15,677,281	15,447,275
地方譲与税	236,522	217,000	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988
地方交付税	2,207,055	2,388,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000
国庫・都支出金	8,656,250	8,305,613	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956
地方債	1,598,700	2,932,500	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507
諸収入	275,164	300,378	317,038	323,301	328,824	333,766	338,235	342,316	346,070	349,546	352,781	355,808	358,651
その他	3,665,436	3,562,465	3,360,526	3,363,649	3,366,245	3,368,448	3,370,352	3,372,010	3,373,256	3,374,336	3,375,276	3,376,092	3,376,804
歳入合計	34,155,654	35,012,460	32,188,434	31,907,000	31,713,356	31,634,477	31,362,312	31,175,714	31,131,053	30,896,658	30,745,597	30,705,632	30,479,180

② 歳出の費目別金額の推移

歳出の費目別金額（千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	8,198,071	7,668,433	7,610,528	7,588,273	7,564,334	7,544,774	7,528,236	7,513,910	7,501,274	7,489,970	7,479,745	7,470,410	7,461,823
物件費	5,821,238	6,188,845	6,075,979	6,162,834	6,238,071	6,304,435	6,363,799	6,417,501	6,466,527	6,511,626	6,553,382	6,592,255	6,628,619
維持補修費	229,884	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530
扶助費	6,297,715	6,131,190	6,117,552	6,107,011	6,066,571	6,026,130	5,985,689	5,945,248	5,893,171	5,841,094	5,789,016	5,736,938	5,684,862
補助費等	2,868,436	3,268,722	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687
公債費	3,239,570	3,151,465	3,122,224	3,184,253	3,131,263	3,246,235	3,184,310	2,650,916	2,502,266	2,539,834	2,504,619	2,300,635	2,178,996
繰出金	4,002,759	3,817,671	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759
投資及び貸付金	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250
積立金	15,575	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171
建設事業費	2,765,699	2,720,701	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028
歳出合計	33,530,197	33,256,978	32,581,708	32,697,796	32,655,664	32,776,999	32,717,459	32,183,000	32,018,663	32,037,949	31,982,187	31,755,663	31,609,725

③ 歳入・歳出の差の推移

歳入・歳出の差（千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
歳入総額	34,155,654	35,012,460	32,188,434	31,907,000	31,713,356	31,634,477	31,362,312	31,175,714	31,131,053	30,896,658	30,745,597	30,705,632	30,479,180
歳出総額	33,530,197	33,256,978	32,581,708	32,697,796	32,655,664	32,776,999	32,717,459	32,183,000	32,018,663	32,037,949	31,982,187	31,755,663	31,609,725
差引(歳入－歳出)	625,457	1,755,482	▲ 393,274	▲ 790,797	▲ 942,309	▲ 1,142,522	▲ 1,355,147	▲ 1,007,286	▲ 887,610	▲ 1,141,291	▲ 1,236,590	▲ 1,050,031	▲ 1,130,545

◎ 国民健康保険 法定外繰入金の状況(平成25年度)

保 険 者 名	① 被 保 険 者 数 (年 間 平 均)	② その 他 一 般 会 計 繰 入 金	③ 被 保 険 者 1 人 当 た り 額	(参 考) 順 位 (③ 1 人 当 た り 額)
	人	円	円	位
八 王 子 市	161,965	6,677,050,246	41,225	4
立 川 市	50,212	1,997,708,360	39,785	6
武 蔵 野 市	35,163	1,141,499,568	32,463	18
三 鷹 市	47,040	1,870,000,000	39,753	7
青 梅 市	40,266	863,537,000	21,446	25
府 中 市	64,918	2,647,206,000	40,778	5
昭 島 市	32,994	1,072,083,000	32,493	17
調 布 市	57,884	2,545,463,000	43,975	2
町 田 市	117,904	4,477,153,866	37,973	10
小 金 井 市	27,999	955,000,000	34,108	13
小 平 市	48,082	1,840,203,197	38,272	9
日 野 市	45,839	1,542,840,000	33,658	14
東 村 山 市	42,356	1,262,927,675	29,817	19
国 分 寺 市	29,160	1,141,258,000	39,138	8
国 立 市	20,121	658,067,093	32,705	16
福 生 市	19,532	650,000,000	33,279	15
狛 江 市	20,654	589,329,447	28,533	22
東 大 和 市	25,088	551,585,000	21,986	23
清 瀬 市	21,525	741,745,000	34,460	12
東 久 留 米 市	33,930	500,000,000	14,736	26
多 摩 市	41,996	1,207,905,537	28,762	20
稲 城 市	21,005	603,098,000	28,712	21
羽 村 市	16,557	772,720,000	46,670	1
あ き る 野 市	25,397	550,000,000	21,656	24
西 東 京 市	52,650	1,900,000,000	36,087	11
武 蔵 村 山 市	24,408	1,009,590,000	41,363	3
計	1,124,645	39,767,969,989		
2 6 市 平 均	43,256	1,529,537,307	35,360	

※①被保険者数(年間平均)は、事業年報A表による

※②その他一般会計繰入金は、人件費・保険基盤安定繰入金・出産育児一時金・基金に対する繰入金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は除く

東久留米市財政健全経営に関する基本方針

(問い合わせ先)

東久留米市企画経営室行政管理課

〒 203-8555

東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号

T e l 042-470-7704 (直通)

F a x 042-470-7811

E-Mail gyoseikanri@city.higashikurume.lg.jp